

令和6年加美町議会第4回定例会会議録第3号

令和6年12月5日（木曜日）

出席議員（17名）

1 番	尾 出 弘 子 君	2 番	佐々木 弘 毅 君
3 番	柳 川 文 俊 君	4 番	味 上 庄一郎 君
5 番	早 坂 伊佐雄 君	6 番	高 橋 聡 輔 君
7 番	三 浦 又 英 君	8 番	伊 藤 由 子 君
9 番	木 村 哲 夫 君	10 番	三 浦 英 典 君
11 番	沼 田 雄 哉 君	12 番	一 條 寛 君
13 番	伊 藤 信 行 君	14 番	佐 藤 善 一 君
15 番	米 木 正 二 君	16 番	伊 藤 淳 君
17 番	早 坂 忠 幸 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長	石 山 敬 貴 君
副 町 長	千 葉 伸 君
総務課長・選挙 管理委員会書記長	佐々木 実 君
危機管理室長	佐々木 功 君
企画財政課長	内 海 茂 君
行政経営推進課長 兼新庁舎整備室長	庄 司 一 彦 君
ひと・しごと推進課長	橋 本 幸 文 君
町 民 課 長	伊 藤 一 衛 君
地球温暖化対策室長	早 坂 卓 君
税 務 課 長	猪 股 良 幸 君
農 林 課 長	尾 形 一 浩 君
農業振興対策室長	我孫子 裕 二 君

森 林 整 備 対 策 室 長	後 藤 勉 君
商 工 観 光 課 長	阿 部 正 志 君
建 設 課 長	村 山 昭 博 君
保 健 福 祉 課 長	森 田 和 紀 君
地域包括支援センター所長	川 熊 裕 二 君
こ ども 家 庭 課 長	鎌 田 征 君
上 下 水 道 課 長	塩 田 雅 史 君
会計管理者兼会計課長	相 澤 栄 悦 君
小 野 田 支 所 長	齋 藤 純 君
宮 崎 支 所 長	鎌 田 裕 之 君
総 務 課 課 長 補 佐	内 出 泰 照 君
教 育 長	鎌 田 稔 君
教 育 総 務 課 長	遠 藤 伸 一 君
学校教育環境整備推進室長	渡 辺 信 行 君
生 涯 学 習 課 長	浅 野 仁 君
農業委員会事務局長	佐 藤 登志子 君
代 表 監 査 委 員	田 中 正 志 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	青 木 成 義 君
次長兼議事調査係長	尾 形 智 弘 君
主 幹 兼 総 務 係 長	渡 邊 和 美 君
主 事	今 野 寿 弥 君

議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 2 まで

午前10時00分 開議

○議長（早坂忠幸君） 皆さん、ご起立願います。

おはようございます。

着席願います。

ただいまの出席議員は17名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（早坂忠幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、8番伊藤由子さん、9番木村哲夫君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（早坂忠幸君） 日程第2、一般質問を行います。

一般質問の順序は、昨日に引き続き通告のあった順序で行います。

それでは、通告9番、10番三浦英典君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔10番 三浦英典君 登壇〕

○10番（三浦英典君） 朝一番というのは、やっぱりちょっと緊張がありますかね。

町長と総務課長におかれましては、夕べは区長さんたちとの忘年会だったんでしょうか。意見交換会ということで、鳴子でそういう場が設けられたということで、町長はでも泊まりはせずに帰ってこられた。総務課長は泊まって、朝を鳴子で迎えられたということで、硫黄の匂いとアルコールの匂いで爽やかな朝を迎えられたのではないかなと思っております。

私は、今回一般質問3問用意させていただきましたが、まず第1問、旧宮崎中学校の跡地利用についてということをお願いしたいと思っております。

この問題については、宮崎地区あるいはまたほかの地域でも、そしてまた町政懇談会において問題提起されてきているのではないかなと思っております。現在、話題として、鳴瀬川ダム工事の工事関係者の宿舎としての利用はどうかという話も出ております。この辺を考えると、多角的に見て条件はどうか、地元の方はどう考えているのか、そろそろ町のほうでも話合いを持たれて、地元の方々と相談をするべき時期、ぼちぼち来ているのではないかなということで、町長の考え方をお伺いしたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 改めまして、おはようございます。3日目ですけれども、よろしくお願いいたします。

今三浦議員からございましたとおり、昨日、区長会の意見交換会で行かせていただきまして、やはり様々、さらに行政区の様々な諸課題に関しまして、改めて区長様方からご意見をいただきながら、楽しい時間を過ごさせていただいたといった次第でございます。

それでは、今いただきました旧宮崎中学校の跡地利用に関するご質問に答えさせていただきたいと思います。鳴瀬川ダム工事の状況など踏まえてお答えさせていただきます。

旧宮崎中学校の跡地利用については、先月に賀美石地区で開催しました町政懇談会においてご質問をいただきました。鳴瀬川ダム工事の本格的な工事開始はいつからなのかというようなご質問でございました。

現段階におきましては、河川の切り回しのためのトンネル工事が令和8年11月下旬までとされておりまして、国道迂回路のトンネル工事が令和7年度以降に着手予定となっております。これらの工事完了後に本格的な工事が開始される予定となっておりますが、本当に正確な何年何月というのは、実は私どもにもまだ通達されていないといったような状況でございます。

次に、旧宮崎中学校の跡地利用は多角的に見て条件に合うのかということのご質問に対してですが、今年の4月16日、秋田県の成瀬ダム、こちらは同じ音ですけれども、成功の成の字を書いて成瀬ダムの建設現場を視察したことを踏まえてお答えさせていただきます。

秋田県のこの成瀬ダム本体工事受注者の仮設寄宿舍を含む現場事務所、寄宿舍及び現場事務所の敷地は約3万5,000平米、3.5町歩ほどありますけれども、現場で働く作業員850人を収容することが全てできていなかったというような状況であったとのことでした。作業員の駐車場と合わせると、あと1万平米、約1町歩ほどの土地が必要であったとのことをお話を聞きました。

では、一方で旧宮崎中学校に関してはといいますと、運動用地で3万7,759平米、3.7町歩ほど、建物敷地で2万679平米有しており、面積要件をかなり満たしているものと考えられます。土地面積のほか、大切な電気、水道などインフラやインターネット通信環境、食料品の調達などの条件も満たす必要があると考えております。

地元の方々についてであります。前述した秋田県の成瀬ダムでは、寄宿舍に入居している作業員のうち、100人程度が主としてスリランカの方ですけれども、外国人であり、初めは近隣住民の方が警戒されたようなところもありましたが、現在は、その外国人の作業員の方々も

すっかりと地域活動などに参加し、コミュニケーションが取られているということでありました。スリランカの方々が、スリランカカレーというものを向こうでは持ち込まれて、そしてそれがレトルトパックになって、東成瀬村の一つの名物に今なっているといったような状況です。大変おいしいカレーです。

そろそろ話合いを持たれてもよいのではないかとということにつきましては、町政懇談会でも住民の方からのご質問もいただいております、関心が高まっていると感じております。宮崎地区には、3種公認陸上競技場や体育館などのスポーツ公園施設もありますので、これらの施設の有効活用も含め、開催方法を検討してまいりたいと考えております。

ちょっとだけ原稿以上に付け加えさせていただきますと、東成瀬ダムの建設現場の作業宿舎というのは、かなり奥地のほうにありまして、作業員の方々が、土曜日・日曜日、レクリエーションとして体育館などを使用してスポーツなども随分とされるそうです。しかしながら、近くにその体育館施設とかなかったために、約10キロぐらい離れた横手の体育館なども使用しているといったようなことです。付け加えさせていただきました。

最初の答弁としましては以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 三浦英典君。

○10番（三浦英典君） 工事現場のスケジュールもご説明いただきましたが、2年ほどこれから猶予があるということなののでしょうか。しかし、やっぱりこの地元の皆さんの理解も必要なわけで、現段階では必ずしも中学校跡地を宿舎に使ってもらうことが、いいという人もいますけれども、いやいや別な、年月がもっと永続的な使用に狙って、そっちに使っていただいたほうがいいのではないかと思っている方々もいるようでして、この辺はしっかりと町の考え方を地元の皆さんと協議される必要があるというふうに感じています。そのためには、やっぱり時間を少し取って、しっかり理解をいただいて進める必要があろうと思っております。

町長に今の説明を聞きますと、非常に条件的に宮崎中学校の跡地というのは合っているかなという気はします。しかし、これから小学校の統廃合ということで、西小野田と鹿原の小学校も空いてくる。そういうふうにと考えると、今度はダムとの距離というものも、どちらかというところのほうに近いということもありますし、もっともっと総合的に町のいろいろな利活用を含めて考えなければいけないというふうには思っております。非常に選択肢があるのではないかなと思うんですが、その辺は必ずしも宮崎だけではないかなというふうに思いますが、もう少し考えを進めてみますと、町長はどうでしょうか、その辺は。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君）　ありがとうございます。

どうしても成瀬ダムの工事現場と比較させていただきまして、かなり向こうは条件が厳しいようなところに宿舎を建設せざるを得なかったといったようなこと、現実にあったようです。そのために、受注業者は必要以上のお金を使わざるを得なかった、要するに作業員の皆さんの環境整備を行うために使わざるを得なかったといったようなこと、お話を伺っております。

もちろん、私自身が実際の事業者ではありませんし、また事業者が決まっているわけでもありませんから、ここからは推論、臆測も含むわけですが、事業者にとりましては、やはり先ほど言った敷地面積、または先ほど体育館の話もしましたが、そのように作業員の方々のいわゆる余暇を過ごすような施設といったようなことを考えて、または日々の暮らしを行うための買物をするところからの距離といったようなものも考慮して選択されるものと考えております。

今三浦議員からおっしゃったように、宮崎中学校跡地というのは、その当時、そちらの鳴瀬川ダム事務所において受注されたところも、例えばといったような事例でお話ししたところ、このくらいの面積とこういうインフラがあれば、非常に最適な場所なのかなといったような、あくまでもそちらの私的な意見としていただいたところでございます。その一方で、西小野田小学校等も今後統廃合としてなりまして、さらにこども園の部分も敷地がございます。これもまた広大な敷地です。

いずれにしても、今回のことはある意味、昨日早坂議員からも質問がありましたとおり、小野田、宮崎にとって非常にプラスになる、つまり経済効果をもたらすことになることですので、しっかり地元の方々と協議をしながら進めていかなきゃいけないといったような時期に入ってきているかと思っております。

○議長（早坂忠幸君）　三浦英典君。

○10番（三浦英典君）　ぼちぼちそういう意味では、地元の方々とのご相談も必要になってくるという見解をいただきました。

実際この建物を造ってきたのは、秋田の成瀬ダムの関係では自前で業者が宿舎を建てて労働者の皆さんが住んでいるわけですね。実際に、じゃあ宮崎中学校あるいはそういうこちらで建物を用意した場合に、その辺の用意というこの中の改築、リフォームというものは、当然その辺の経費というものはあちらで持つということになるんでしょうか。

○議長（早坂忠幸君）　建設課長。

○建設課長（村山昭博君）　おはようございます。建設課長です。

秋田の成瀬村は、先ほどから町長、事例として挙げさせてもらっておりますけれども、そちらのほう、民のほうで宅地として用意していた土地では足りなくて、農地も民のほうからお借りして、自ら農地転用されて寄宿舍用地として使っているところもあると。そういった意味でお金もかかっているというところを聞いております。基本的には、町有施設、民地、どちらにもなると思うんですけれども、基本的にはその事業者のほうで、使う部分を負担して施設を用意するということになるかと思っております。

○議長（早坂忠幸君） 三浦英典君。

○10番（三浦英典君） その辺は、金銭的な面だけじゃなくて、その中の様式ですよね、間仕切りをどうするかとか、どういうものを用意するかというものも含めて、いろいろと細かい相談も当然求められるわけで、いろんなそういう手順というものは考えれば時間的には必要な話かなと思っております。

人というのは、先に不安とか心配事があると、やっぱりちょっといろいろと考えたり悩んだりもしますから、ぜひ町のほうから少し早めにそういう提示をされて、地元の皆さんとぜひ進めていただきたいと思っております。この辺は、宮崎地区のいろいろな問題も含めて町長はしっかり考えていらして、岩堂沢との道路の話も一生懸命やっているわけですが、宮崎地域の皆さんからすると、やはりそういうこの活性、活力というものを強く求めているわけですので、ぜひこの辺は総合的に考えていただきたいと思っております。

先ほどちょっとお話を伺うと、ちょっと余談になりますが、スリランカの方々が来ていらっしゃる。この辺は、必ずしもそのダム工事の業者の関係で、国外のどういう労働者が入ってくるのかというのは、多分国の、いろんな国から求められるというか来ていただくことになるんだろうと思うんですね。この辺は会社によって多分大分変わってくると思いますよね。そういう意味では、国の特性というか、いろいろな皆さんの考え方が違ってきたりもするので、大分考え方の地元になじむための努力というのも必要だと思うんですが、この辺の考え方ちょっとお聞かせください。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） ありがとうございます。

今三浦議員おっしゃったように、恐らくこれも、いろいろ聞いておりますと、その受注業者によりまして、国、その外国との様々なネットワークというものを持っていられるようです。もちろん日本としましても、必ずしも全ての国の人間を受入れ、それは様々規則が、規定があるわけでございますけれども、これから、これは以前からこの議場でも、議会におきまし

でも論議になっております。以前柳川議員からは、介護事業者の人手不足のために外国人労働者の方といったようなことは考えないのかといったようなお話も以前あったのと共通してくるわけですが、今加美町にも250名ほどの外国人の労働者の方が来られているといったような情報があります。さらに、これを機に、私としてもそういう方々を、いい意味で加美町の住民または加美町に居住する方々として地域で受け入れていく体制づくりといったものも構築していかなきゃいけないんじゃないかというふうに強く思っております。

まさに、ダム工事が始まれば、どちらの方かは分かりませんが、外国人の方がこのくらいの数の目安で入ってくることは間違いありませんので、そういう意味でも受皿づくりといったようなことを、これは行政としてしっかりやっていかなきゃいけないことなのかなと思っております。

もちろん外国人の方、私たちもどういう人か、最初はやっぱりちょっと、この辺の言葉で言えばおっかないなと思う気持ちあります。多分、だからというと同じだと思います。でも、来ていただくことは、来られることは現実ですので、そこではお互いにいい意味でのお付き合いをし、特に入ってこられる方が、悪い意味ではなくてひもじい思いをしないように、いい意味でコミュニケーション、このコミュニティーに溶け込んでいただけるような受皿づくり、それが大切かと思っております。

○議長（早坂忠幸君） 三浦英典君。

○10番（三浦英典君） 全くそのとおりで、こちらの町民、地域の皆さんが、そういう受入れ体制で皆さんを温かくというんですかね、迎え入れて地域になじんでもらう必要があろうと思います。実際、工事が始まると8年ほどの年月を必要とされるような話も伺っていますが、人が8年もその地域に住み続けると、もう地域の住民にほとんどなってくるんだろうと思うんですよ。当然そうなるように、こちらも皆さんでお引受けしたいと思うんですが、やはりいろんな地域活動や、あるいはスポーツにも皆さんが興じて、工事の仕事だけじゃない、やっぱり暮らしそのものになるわけですよね。そうすると、かなり幅広い日常活動になるわけですね。そういう意味で見えていきますと、単純に我々は労働者というふうに今の段階では見たり考えたりするんですけれども、もうそういう人として全てを受け入れるくらいの感覚でこちらも構えなければいけないというか、受け入れなければならないなというふうに思うわけですね。そういう意味でも、しっかりとここは庁舎内の考え方もしっかりとまとめて、町の考え方はご提示をいただきたいというふうに思っております。

実際、この辺の話は、庁舎内では一度も話にはなったことはありませんか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） ここは大変難しいところでございます。手順からしまして、その事業者が決まってくればはっきりとといったようなこと、こちらも動けるわけですが、ですから実は私としても、先ほど三浦議員のほうにお伝えしましたが、正確な、いつ、もちろんこの手順どおり進んでいって、推測としては3年後とか2年後ぐらいに受注があつてといったようなこと、見えるんですが、何年何月何日にというふうなことがまだ見えない状況なんです。ですから、あくまでこれから腹案としましては、こういう場合だったらこうしていったらいいんじゃないかということを考えていかなきゃいけませんけれども、今の時点では、あくまで宮崎中学校で仮にあれば、非常に適しているといったようなことを、ダム工事を実際受注された方々の中からであればといったようなことをシミュレーションしてもらったときに、非常に適切ですねというご意見をいただいたという段階です。ですので、内々にはそれも一つの案として、もっとこちらも詰めて、こういうようなお話もあるやもしれませんというようなところから、皆さんに早めということで、これはそうだと思うんですが、早めということであれば、町民の皆様にご提示していかなきゃいけないんですが、これも大変行政として難しくて、そうなんだとか、そういうふうに決まったんだといったような言葉で走られても、またこれ困るわけでございますので、そこら辺が非常にデリケートかなというふうに今感じながら考えているところです。

○議長（早坂忠幸君） 三浦英典君。

○10番（三浦英典君） では、私のほうからは町民の皆さんに、町ではしっかりとその辺の対応は取られるように今考えているというふうにお伝えしてよろしいでしょうか。

では、しっかりこの問題を、内々にではあろうと思いますが、検討いただいております。

では、第2問目の質問に入らせていただきます。

2つ目は、地方公務員の兼職についてということでございます。

現在、全国的に労働者が不足と言われて久しいと思います。各職種あるいは企業において、兼業、兼職、あるいはパート、お手伝いなどが認められてくるようになりました。実際にこの加美町でも、農家などでは仕事を手伝ってもらったりして非常に助かっているという方もおります。農家の場合は、季節によって春とか秋に非常に忙しい時期になって、労働が不足しがちになるということで、こういうところに充てていただければ非常に助かるというお話をいただいております。これは農業だけではなくて、他の業種にあっても、最近は本当に労働力が不足

しておりまして、募集してもなかなか集まらないということもあるようでございます。

それで、町の職員も、できることであれば積極的にこの辺の、兼職という表現までいいいかどうかとは思いますが、進めていただければありがたいとも思っておりますが、町長の考え方をお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） それでは、大綱2点目でございます。地方公務員の兼職についてお答えさせていただきます。

人生100年時代に向けて、民間では個々の事業に応じた多様で柔軟な働き方が求められておりまして、副業や兼業が促進されつつあるといったようなことが、これは実態としてあります。一方、地方公務員の場合は、地方公務員法に基づき、公務の能率の確保、職務の公正の確保、職員の品位の保持のため、許可を得ず営利企業に従事することが禁止されております。このような背景から、地方公務員には営利企業での兼業より地域社会での貢献が期待されていると言われております。職員には、公務以外でも地域において貢献してもらい、その中で得た人脈や経験を担当業務に生かしてほしいと考えております。

しかしながら、正職員の所定労働時間は1日7時間45分の週5日、1週間当たり38時間45分あり、時に時間外勤務が命じられることもありますので、無理のない範囲で慎重にこれも進めていく必要があるのかと思っております。

あと、もう少し付け加えさせていただきますと、なかなか役場の業務もハードワークでございまして、やはり年々、私はずっと行政に関わってきた者でありませんから、昔のことを自分の体感として語ることはできませんが、恐らく日々その書類一つ作るにしても、またこの行政サービスというのかなり大きくなっていると、その負荷が大きくなっているというようなことの中で、やはりその一方で人口減少、これも議会で議論になっておりますけれども、定数というものが削減されているといった現状で、なかなか大変かなというのが私の偽らざる実感でございます。

○議長（早坂忠幸君） 三浦英典君。

○10番（三浦英典君） 公務員というのにつきましては、原則兼職は禁止するということだったわけですが、最近のやっぱりこういう諸事情になりまして、大分国のほうでも変わってきて、営利以外であれば、あるいは地域貢献というものであれば認めるような方向に変わってきているというふうに感じます。

最近の、令和5年あたりのちょっと国のお話になりますが、大分前向きになってきておりま

して、兼業制度について、職員の自立的なキャリア形成や自己実現などにつながる制度の見直しについて具体的な検討を進めることが示されておりますというふうになっているんですね。現実的に仕事がハードで、なかなかほかのことまでは大変だろうと今町長がおっしゃいましたが、それでも、それ相応の能力あるいは体力的な問題で、まだ余裕のある方は、そういうなお自分のキャリア、スキルアップとかそういうふうに貢献できるものであれば、そういうものを認めて、他の職のお手伝いや兼業もいいのではないかというふうにどんどんなっていると。そういうことで、現在その制度上、まだはっきりとこの線引きというんですか、規定というものがまだないように私は思います。そういう意味で、国のほうでも制度の見直しについて具体的な検討を進めるというふうになっているわけですね。ですから、この辺はこれからというところもありますけれども、ぜひというか、国のほうでは前向きに考えているというのを感じ取れます。それで、この地元の地方自治体、地方の公務員も、その辺を取って、ぜひもう少し一歩、二歩踏み出していただければありがたいと思っております。

一つの例として、これは兵庫県神戸市の実例がやっぱりありまして、いろいろなそういう活動に自治体が認めているということがあります。見ますと、長野県、福井県、奈良県、宮崎県、各県においてそういう事例が多数、多く今出てきております。ぜひ、この辺はこの地元でもそういう制度をもう少し明確な制度をもって、地域のそういう労働力不足というものをカバーできるように、職員も少し外に出ていただけるとありがたいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐々木 実君） 総務課長です。

昨日は、少し意見交換長くなりまして、体調が少し悪いところがありますが、正確な答弁に努めさせていただきます。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長、マイクずっと近づけてください、聞こえないから。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐々木 実君） はい。ただいま議員の、地方公務員の兼職ということで、全国の事例などもご紹介いただきながらお話をいただいたところでございます。町長のほうからも申し上げたとおり、地方公務員というものは、地方公務員法ということで、その公務の能率の確保であったり、職務の公正な確保、品位の保持、そういったもので許可制というものが取られてございます。この許可制というものにつきましては、公務に支障がなければ兼業、所属長のほうがその業務、職員にさせる上で必要だという、支障がないということであれば、所属長の判断で許可するというようなこともできるのが現状でございます。

国のほうが、先ほどおっしゃったように公務員の地域活動への貢献、そういったことで、公

務員の私力、その地域貢献のコーディネーターみたいな形で公務以外でも活動し、地域の課題解決に積極的に取り組むことが期待されるようなことについては、所属長の判断でやってもいいというようなことになってございます。現時点で、加美町の役場の中でそういった許可でもってやっているものについては、消防団の活動、そういったものであったり、あとは農地・水みたいなことで地域で活動される、そういった営利活動という部分で報酬等を頂くというようなことから許可の申請をしているというような事例などもございますが、今の段階ではそういった許可の届出状況というふうになってございます。よろしくお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 三浦英典君。

○10番（三浦英典君） 今のご説明の中では、地域貢献という広く皆さんのためになるものであれば認めるというところになろうかと思います。ところが、この資料によりますと、令和5年度、社会貢献活動以外の件数として今出ているんですが、市区町村ということで2万2,630件ほど令和5年は全国的に見ればあるというふうに、今数字が出ております。必ずしもそういう意味では、地域貢献以外でも、こうして皆さんが出向いて頑張っていращやる。

この間、議運の委員会の後の飲み会の中で、ちょっと職員の皆さんと、あとは議員の皆さんとの話合いがちょっとありまして、この間農業の手伝い、大根引きというか収穫に行って、あの作業は大変だったけれども、非常に面白い、楽しかったし、非常に有意義だったという話もありましたし、職員の皆さんは農業の作業、種をまいて、それが成長して花が咲く、その花が咲いた後に実がなるという、そういうものを収穫できる喜びのこのやりがいというんですかね、そういうようなお話をちょっと、やり取りがありまして、非常にこの農業というものは魅力に感じるという話がありました。これは、必ずしも農業だけじゃなく、いろんな仕事を手かしてみれば、そのやりがいというか、あるいは面白さというものも実感できる面というのはあるような気がするんですよ。

それで、人の能力というものは大分個人差がありまして、まだまだ町の仕事をしながらも余力のある人というのは、今の課長さんたち見ても余裕あるように私は見えるんですけども、どうですかね。そんなに能力ないですか。町長、評価ちょっと低いんじゃないですか、それは。そういう意味で、個人差があって、まだそういうところに出向いて、私はいろいろやってみたいという人も中にはいるのではないかなと思うんですよ。そういうところを見ていただいて、ぜひほかのいろんなそういう経験もされると、本当に精神的、内面的なものも含めて、あるいはいろんなこのスキルアップにつながるのではないかなという気がしますけれども、この辺はどう思いますか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） すみません、私今ちょっと間違っただけで聞こえてしましまして、能力があるんじゃないかということですね。私、余力があるんじゃないかと聞こえてしまったものですから、すみません、能力はあります。余力はちょっとどうかというのは。

様々、今三浦議員のお話聞いておまして、職員におきまして、何も農業だけでなく様々な分野、産業の分野あるかと思います。もちろん介護の現場であったりとか、医療はちょっと難しいかもしれませんが、例えば工事現場であったりといったようなことで、ある意味職員として、行政マンとして住民サービスということを行っていくために、外形的なものではなく、少しは触れると、触れてみるといったことは、体感するということですね、それはすごく重要なことだと私も思います。ただ、それをじゃあ次、制度としてどういうふうにしていくかという部分には、まだまだ越えなきゃいけない壁というのがあるのかと思います。

じゃあ適正に、どのようなお給料形態で、または時間をどのようにするか、本業がおろそかになってもらっても困ります。また、求められたときに、そこに職員を仮に派遣した場合、必ずじゃあ公平性というのは担保できるのか。例えば、ある農業現場に職員を出したら、やはりうちだって人が足りないよ、こっちの別な業態でも足りないよといった場合に、それをしっかりと歯止めをかけると言ったらいいんでしょうか、そういうようなルールもつくっていかなきゃ、その実現というのは難しいのかなと思いながら今聞いていたところでございます。

少し余談になるかもしれませんが、久保 博政策アドバイザー、加美町の今職員の皆さんにも研修という形で、少なくとも一月に一、二度、オンラインを使いましていろんな勉強会をしていただいております。その中におきまして、加美町と同様に久保アドバイザーが手がけているのが栃木県茂木町があります。茂木町におきましての問題点というのは何だったか、今いろいろ課題はあるんでしょうけれども、特産物というんでしょうか、目玉となるお土産物がないといったようなことが、町民の中でも一つ課題に挙がっていたそうです。職員に有志を募って、NPO法人を立てて、ですから非営利ですね、という形で、1年ぐらいかかって若手職員が特産物を作って、これから売出しに行こうということで、何か向こうの栃木県の新聞なんかでも大きく取り上げられているといったような事例を、最近ちょうどアドバイザーから聞いたばかりでございました。ですので、それもアドバイザーがさらに言うのは、なかなかそういうふうなことを行おうと投げかけても、最初はNPO法人で何とかやったらいいんですけども、本当にハードルが高かったといったようなこともお話しされておりました。また、今の件も通じるところがあるかもしれませんが、また久保アドバイザーと話をするとき、そのノウハウ、ど

のようにやったのかなんていうのも一つ今後、今三浦議員からいただいたようなこの兼業を考える上で参考になろうかと思いましたので、ご披露させていただきました。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 三浦英典君。

○10番（三浦英典君） 前向きな検討というか考え方だというふうに捉えさせていただきたいと思います。この辺は、地域の実情もかなり切迫してきているということですので、ぜひお願いしたいと思っております。

では、2問目は以上で終えたいと思います。

では、3つ目に育児休業の取得率について。

今年11月19日の河北新報に目を通したときに、東北各県の男性職員の育児休業についての記事が出ておりました。宮城県の取得率がその中では、業種によっては差はあったわけですが、全国で37位と極めて低いという数字でございました。実質それを町に置き換えて見てみた場合には、どれぐらいの数字なんだろうかということで町長にお伺いしたいと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 大綱3点目、育児休業の取得率についてご質問いただきました。

これ、町のということでのご質問かと思えますけれども、まず職員がどうだったかということに関しましてお答えさせていただきます。

男性職員の育児休業につきましては、過去に1名の取得実績があります。令和5年度は、お子さんが誕生した男性職員3名とも、令和5年度においてはお子さんが誕生した男性職員3名おったんですけれども、取得率はゼロ%でございました。育児に関する特別休暇のうち、妻の出産休暇と妻の出産時におけるこの養育休暇は、いずれも取得対象者2名中1名が取得し、取得率が50%となっております。この看護休暇については、取得した職員24人中、男性職員は13名と女性職員を上回る状況でございました。育児休業こそ取得しておりませんが、特別休暇の取得状況から、男性職員の育児参加が少しずつかいま見えるような結果にはなりつつあるのかなと思っておりますけれども、あくまで育児休業ということに関しては、私自身も低いレベルにあるのかなといったようなことを感じております。

○議長（早坂忠幸君） 三浦英典君。

○10番（三浦英典君） 私は、これまで自分の息子2人いまして、育児というものの、そういう時期も過ごしてきているわけですが、あるときに昔、うちの息子10歳になるのと7歳、

8歳頃の2人がいた頃に、女房に、「今夜、うちの父ちゃん何で夜いるんだべね」って聞いたと言うんですね。あの頃、私が30代後半の頃なんでしょうけれども、やっぱり農業の生産部会の夜の活動というんですか、飲み会とかいろんな打合せとか、あるいは農協青年部で夜いなかったりというのが続いている、家にいなかったことが多かったと。さらに、そういうことに男性の職員の皆さんよく感じると思うんですが、飲み会を勝手につくって、夜な夜な飲み歩いた皆さんと一緒にだったということもあって、夜不在なことが多かったと。そういう反省から、できれば小さい子どもさんをお持ちの皆さんには、ぜひ愛情を注いで子育てをしてもらいたいということで、こういう質問をしているわけですが、子どもが成長する段階で、やっぱり脳細胞の発達というものは、胎児の中にあるときから五感が働く、あるいはいろんなものが働いて脳みそがどんどん成長していく。それは、出産してもなおのこと、外の世界に生まれ出からは、なお動物は一番最初に見るものを親と認めるというふうに言っているそうですね。そういうのも含めて考えると、やっぱり我々が自分の子どもとして接するという時間、そういうこの愛情を注ぐというものは非常に大事だと思うんですね。そういう観点から考えても、この育児休暇というものをしっかり取っていただいて、皆さんこの子どもに接するというのは非常に大事な話だと思うんですね。そういう意味で、この数字が低いというのは、私とても心配で、自分の子どもがぐれて育ってきたわけではないんですけれども、できるなら真っすぐ育ていただくためには、そういう愛情をぜひお願いしたいというのが、私の今日のテーマの一つなんですね。

それで、今の制度上いろいろあると思うんですけれども、何か発育段階、成長段階、子どもに合わせてこの育児休暇の取り方がたしか6段階あったような記憶があるんです。この辺町の制度として、その辺の休暇の取り方というものはどんなふうになっているのか、ちょっとお話ししたいかと思います。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐々木 実君） 総務課長です。

町の育児休暇を取る制度については、生まれる前からお医者さんに通うというようなステージから、あと生まれたときに申請をして育休をする、あと産後ですね、状況によっては最高で1年ぐらいの産休というのもありますし、あと男性職員、いわゆる奥様が生まれた場合に8週はお休みというようなところを、代わって男性についてもその期間は休んでもいいというような、そういったいろいろやり方があるということでございます。なので、それらを我々としてしましては皆様方に周知をしまして、そのような取得が円滑に進むような形を取らせていただきました。

いなというふうに考えているところでございます。

○議長（早坂忠幸君） 三浦英典君。

○10番（三浦英典君） 今のお話を伺うと、町では育児休暇の取得を積極的に推奨しているというふうに捉えていいんでしょうかね、どうなんでしょう。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐々木 実君） 総務課長です。

女性職員、先ほど町長説明したように、出産された令和5年女性2名については取得率100%でございまして、令和6年度中途でございしますが、女性職員1名出産してございまして、その取得率については、取得しているので100%というような状況で、出産した場合にご案内しているいろいろな書類の中に、育児休暇の申請の書類もお渡ししています。

男性につきましては、先ほど河北新報の11月の19日に掲載された、東北では秋田が1番というところでは、何がその取得率がいいのかというところでは、県という少し大きな組織になるんですが、そこの人事担当課のほうで、人事担当課長のほうから男性職員にメールを送信しまして、育児休暇取りやすいというような背景としては、休んでも代替職員をあてがいますよというようなことをしっかりやっているというようなことがあります。

我が町を顧みますと、代替する職員というところがありますから休んでください、休めますよというようなところまでは至っていないのが現状なので、そういった部分につきましては、もう少し環境整備が必要なのではないかというふうには考えているところでございます。今後は、そういった該当職員がいましたら、そういう制度をしっかりと周知しまして、取れないじゃなくて、取ることを検討してもらうというようなこともやっていかなきゃならないのかなというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 三浦英典君。

○10番（三浦英典君） 加美町も、大分職員を縮小してコンパクトなというふうな行政執行に移行してきているわけで、大体人事というか代わる人を用意できるようにというものもなかなか難しい話なんだろうね。ここはひとつご努力をいただいて、そんなに1年のうちに何人も、加美町の場合は何十人もそんなに職員の中で出産というのなものなさそうですから、ぜひこの辺は用意をお願いしたいと思っております。

それで、このお話をする上で、この子育ての重要性というものを自ら経験をして、こども家庭課あたりの仕事場の考え方ということから、こども家庭課の課長さんのお話を少しだけ

ればと思うんですが、お願いします。

○議長（早坂忠幸君） こども家庭課長。

○こども家庭課長（鎌田 征君） こども家庭課長でございます。

それでは、こども家庭課としてまずお話しさせていただきますと、昨年度子育て世帯向けのアンケートを行いました。町の育児休暇の状況ということでアンケートをしておりますが、育児休暇、産前産後ではなくて育児休暇を取った方は全体の8割でございまして、そのうち母親が取ったというのが7割、父母両方が1割、お父さんだけが1割に満たない0.4%という状況でございました。育児休暇を取らない理由で一番多いのが、収入が減るのではないかとというご不安、それから、保育所に預けることができたからということでございます。男性が育児休暇を取らない理由として挙げられますのが、一番に経済的な理由があると言われておりまして、町においても同じなんだなということで思っております。

一般的に、総務課長のほうからは職場のこと、お話ありましたが、育児休暇に対する世間の理解が追いついていない、男性が取るのかとか、上司とか同僚の兼ね合いとか、そういったことがやはり原因ではないかと一般的には言われております。夫婦共働きの時代でございますので、性別的な役割が、分業によって、家事とか育児、それが女性に偏ることは、女性の働き方に制限をかけたり、あとは家事育児がしやすい職場に転職したりとなります。夫婦で協力していけば、女性は働き方を変えなくてもワーク・ライフ・バランスを取れるのではないかとというふうに考えております。

個人としまして、今のパパ・ママは、私の子ども世代になりますけれども、私こうやって働くことができますのは、家族の協力があつてのことだと思っておりますので、そういったことを今後さらに皆さんに推進していけたらというふうに考えております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 三浦英典君。

○10番（三浦英典君） ありがとうございます。

やっぱり、男が家庭に入ったり、あるいは子育てをするということの認識不足というか、男は外で稼ぐもんだみたいな考え方というのは、まだ大分残っている。この辺は、ですからこういう公務員の皆さん、役場を率先してこの辺を変えていかなきゃならないと思うんですよね。やっぱり共同作業ですよね、子どもを育てると、あるいは家庭の中のいろんな諸問題を解決するのも当然なんですけれども、女房だけが家で細かいことはやるべきだというふうな考え方は脱して、そこは改めるべきであると。

最近、私も包丁を持ったり、洗剤で食器を洗ったりというのをやらざるを得ない今家庭内事情になっていまして、そういうことをやるようになったんですよ。それで、やってみると、一旦その場に立てば、前向きになるもんだなと思っているんですよ。それを、一杯こういう杯を持ちながらになっちゃうと、しっかりもうそこに根が生えてしまって、なかなかそういうところには行かないだろうと思うんですけれども、ぜひこの辺はよいしょと腰を上げて、ぜひこの奥さんのお手伝いもしていただければ、大分この辺の風向きというか世間体も含めて、皆さんでそういう雰囲気を醸成していけるんじゃないかなという気はします。

ぜひここは、そういう自ら皆さんがそういう空気を醸成する、推進するということで、ぜひこの育休を取っていただいて、子育てに愛情を注ぎ、また家庭の中で、男もしっかりと自分の役割を持っていただいて、共にこの家族、家庭を大切にしていきたいというふうに思っております。

私は以上で質問を終えたいと思いますけれども、ぜひその辺のお酌み取りをいただいて、育休の取得率は加美町は100%となりますように、ぜひ皆さんにお勧めをいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 以上をもちまして、10番三浦英典君の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩します。11時10分まで。

午前10時56分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（早坂忠幸君） 休憩を閉じ、再開いたします。

次に、通告10番、14番佐藤善一君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔14番 佐藤善一君 登壇〕

○14番（佐藤善一君） 前座なしで早速始めたいと思います。

来年の令和7年には、団塊世代が全て75歳以上の高齢期を迎えることになります。高齢者だけの世帯や、認知症、要介護者が増える中、地域で住み続けられる安心した生活が送れるように、今以上に関係機関との連携が必要になってくると思います。よって、通告しておりました高齢者が安心して日常生活を営むためにと題しまして、次の4点お尋ねをいたします。

1点目は、高齢者の孤立防止対策として、地域づくりをどう進めるのか。

2点目、要介護者のニーズに対する介護サービスの実態はどうか。

3 点目、介護人材不足への対応はどのように考えるか。

4 点目は、福祉教育の必要性をどう認識し取り組むのか。

以上 4 点についてお尋ねをいたします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 佐藤議員からは、高齢者が安心して日常生活を営むためということで、4 点の質問をいただきました。高齢化が昨日も話題になっておりますけれども、加美町の高齢化率39%というようなことで、これは年々増加傾向にあることは間違いないことですので、非常に大切なご質問をいただいたものと思っております。順次、4 点につきましてお答えさせていただきますと思います。

まず、1 点目、高齢者が安心して日常生活を営むためにとのご質問をいただきました。

高齢者の孤立防止対策として、地域づくりをどう進めるのかとのご質問に対してからお答えします。

加美町においては、約30%の世帯が独り暮らしもしくは高齢者のみ世帯であり、今後も増加が見込まれております。そのような状況において、高齢者が孤立することなく安心して暮らしていくためには、地域で支え合う体制づくりが重要であると認識しており、生活支援体制整備事業協議体において検討しております。この協議体には、区長や民生委員など地域住民や各種団体、ボランティアなど多種多様なメンバーに加え、行政や生活支援コーディネーターが集まっております。その中で、既にある地域の支え合い活動の情報共有や、団体同士のつながり、見守り、居場所づくりなど、それぞれが無理なくできることについて話し合いを重ねております。

また、関係者だけでなく、住民一人一人が支え合いの担い手となってもらえるようなきっかけづくりにも取り組んでおります。各地域において、集いの場や見守り、声かけなどが日常的に行われることが、高齢者の孤立防止につながると考えております。

また、平成29年に郵便局と地域の安心安全、活性化を含む包括連携協定を締結しており、地域住民の暮らしの安全安心を守るなどについて連携しております。

今後も、地域の支え合いについて、住民と一体になり努めていく考えでございます。

2 点目の要介護者のニーズに対する介護サービスの実態についてお答えします。

介護サービスの計画案を作成している居宅介護支援事業所に確認したところ、個別のケースにおいて費用問題などで調整困難な場合もあるようですが、全体的にはおおむね要介護者のニーズを捉える介護サービスが提供されている状況のようでございます。また、担当課のほうへ

介護サービスが使えないといった苦情等も現在のところ入っておりません。

3点目の介護人材不足への対応についてお答えします。

介護サービス事業者へのアンケート調査において、人材確保の状況について、やや不足している、不足しているとの回答が約半数を占めていることから、全体的に介護人材は不足していると強く認識しております。ある訪問介護事業所によると、食事介助などサービス利用を希望する時間が重なるため、雇用主はヘルパー需要が集中する時間帯での短時間勤務雇用を希望するが、就労者はフルタイムを希望するなど、ミスマッチも、アンマッチも生じていると聞いております。町としても、介護人材の確保に向けた取組を情報提供するなど、必要な支援に努めていきたいと考えております。

次の答弁は教育長にさせます。

○議長（早坂忠幸君） 教育長。

〔教育長 鎌田 稔君 登壇〕

○教育長（鎌田 稔君） よろしくお願ひいたします。

4点目の本町の学校における福祉教育の取組についてお答えします。

各学校では、教育課程に福祉教育を位置づけ、人権尊重の精神を基盤として、共に生きることの大切さを理解させるとともに、その実践態度を育てるとの目標の下、学校ごと福祉教育を推進する担当教員を校務分掌に位置づけ、地域の実情に合わせて年間指導計画を作成し、各教科等の指導と関連を明確に示しながら実践や体験活動を通して児童生徒の福祉への理解や実践的態度の育成に力を入れております。具体的には、認知症サポーター養成講座や地域の介護施設等でのボランティア活動、募金活動、花いっぱい環境整備活動など地域を意識した活動を行っております。

また、加美町社会福祉協議会で実施している福祉作文ポスターコンクールへも多くの児童生徒が関心を寄せており、今年度も多くの作文やポスターの応募がありました。さらに、今年度の全国学力・学習状況調査での「人の役に立つ人間になりたい」との質問事項で、加美町の児童生徒は人の役に立ちたいと回答した割合が宮城県及び全国よりも多いという結果になりました。各学校におけるこれまでの福祉教育の取組が、しっかり児童生徒の思いやりの心につながっているものと考えます。

今後も、高齢化や人口減少が見込まれる中、地域共生社会の実現に向け、将来の地域社会の担い手である児童生徒の福祉教育に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） ただいまの答弁であります。まず第1点から再質問していきたいと思
います。

関係者だけでなく一人一人が支え合う、そういったきっかけづくりに取り組んでまいるとい
った答弁がありました。既にある組織の活用も大事なかなと思うんです。例えば、旭地区の場合
は地域運営組織というものがあります。その地域協議会の中に、しっかりと地域福祉というも
のを担い手として位置づけることが、有効かつ効果的に進めることができるんじゃないかなと
思っております。行政が、時には黒子となって地域の自主性、主体性を高めていく。そういつ
たことに、もうちょっと、今の協議会の中には、この福祉関係は入っておりますけれども、も
うちょっと突っ込んだ政策、行政の関わりが大事なかなと思うんですが、その点についてお尋ね
いたします。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（森田和紀君） 保健福祉課長でございます。貴重なご意見ありがとうございます。
す。

地域のそういった活動、組織については、今後あらゆる状況が関わってくると思いますので、
再度そういった組織と協議、どのような関わりが持てるのかというところで協議を進めたいと
いうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 訪問介護でありますけれども、この訪問介護というのは大変使い勝手の
いいサービスだと思っております。初期から終末期において対応可能なのは、この訪問介護が
一番だと思っております。デイサービスですと、ある時期になると通うのが大変になり、した
がってショートステイを利用します。ショートステイが頻繁に使われるに従って、ロングステ
イに移り変わります。そこで、おむつが必要になり、火の始末ができなくなると、疾病やある
いは転倒したり、そういったことで入退院を繰り返すことになります。そして、どんどんと介
護度が高くなります。もうそろそろ施設入所しかないかなと思うのが一般的なパターンであり
ます。

そこで、問題は低所得者であります。デイサービスの例を見ますと、ケアマネジャーは、利
用者から月1万以内でプランを組んでくれと言われます。ケアマネは、それでは十分なサービ
スが提供できなくなりますよということになります。でも、利用者は、金がないから我慢をし

ますということになります。私の身内関係にもそういった事例があるんですが、同じように保険料を払ってきて、必要なだけの利用ができないということでもあります。

ただいまの答弁で、介護サービスが使えないという苦情は聞いていないという答弁でありましたけれども、実際にこの詳しい実態を把握されておりますか、お尋ねをいたします。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（森田和紀君） 保健福祉課長でございます。

ただいまご質問いただきました、施設を利用できないとか、高額の施設は利用できないということに対しての答弁で大丈夫でしょうか。はい。サービスが利用できないというところに含めてご回答させていただきたいと思います。

特別養護老人ホームに入所というようなことを想定されているのかなというふうに思いますが、特別養護老人ホームに入所される場合に、非課税世帯の場合は利用料金の軽減措置というのがございます。社会福祉法人等による利用負担の軽減ということで、施設のほうに助成を、軽減した分について補助金を、町が施設のほうにお渡しするということで、あくまでも非課税世帯ということで補助金が適用になるということでございます。

加美町におきましては、青風園さん、やくらいサンホームさん、特養みやざきさん、あと色麻町にあります芍薬の里でございます、そちらに入所された場合に、非課税世帯の場合は軽減措置があると。今、その世帯の中にどなたか課税世帯の方がいらっしゃる場合は該当にならないということで、その辺を各施設の相談員さんにご相談されているのではないかなというふうに思います。その際には、非課税世帯に世帯分離というような形でされる方が最近多くなっているというような現状でございます。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） そうやって利用者が増え、施設も増えることになると、当然介護保険料は高くなっていきます。この介護保険料の高騰が続いているわけですが、安い保険料にするには、一つには施設に依存しないで、可能な限り地域で暮らせるような、そういった在宅サービスを充実させること、もう一つは、介護予防を充実させて、要介護になる年齢を1年でも2年でも先延ばしすること、この2つの方法しか、介護保険料の高騰を抑える方法はないと思いますが、何か効果的な取組がありましたらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（森田和紀君） 保健福祉課長でございます。

ただいま議員おっしゃられたように、介護サービス給付費が増加すれば介護保険料が高くなっていくというような基本的な考えになるわけですが、今介護予防に向けては、現在ミニデイサービスの介護予防元気応援講座ですとか、筋力アップ教室、介護予防に取り組んでいます。また、今年からフレイル対策事業の実施によりまして、フレイルリスクの高い高齢者の早期発見ですとか個別支援に注力をしているのが現状でございます。

先ほどおっしゃられましたように、介護状態に陥らない、自立した生活をできるだけ長く保つということが、介護サービス給付費を抑制することになりますので、結果として介護保険料の軽減につながると考えております。また、短期的な措置になりますが、令和9年度から新たな第10期の介護保険料の見直しの時期がやってくるわけですが、その際の標準月額といえますか、今6,600円をベースにしておりますが、その6,600円が上がらないような、据置きになるような、もしくは引下げになるような形で今後検討していきたいというふうに思います。

ただ、その際には、保険料だけ、国や県の保険料、国や県の負担する負担金、もしくは町が負担する分、あと利用者の方が負担する保険料だけではなかなか賄い切れない部分がございます。その際には、今介護保険税、介護給付費準備基金1億4,000万円ほど今積み立てておりますので、そちらの基金も活用しながら負担軽減に努めてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） この案件は、この後佐々木議員も予定されておりますので、この程度にいたしたいと思います。

もう一つの問題は、基本介護報酬額は、ここ24年間上がっていないという状況にはあります。一時期上がったこともありますけれども、トータル的に上がっていないと思います。したがって、この条件を付した加算を取得しないと事業者としては経営が成り立たないと、そういった状況であります。2000年、介護保険が始まった当初は、1,760の介護報酬のサービスコードがあったわけですが、2021年には2万5,000を超すといった複雑なものになっております。これをクリアしなければ経営難に陥るといったことであります。さらに、今年訪問介護の基本報酬が2%以上削減されました。社会福祉協議会においては、訪問介護以外の事業で浮いた金を訪問介護に回して、ぎりぎりの経営を行っているといった状況であります。

このように、全国各地で事業所の倒産、閉鎖が相次ぎ、5年間で社協運営の200訪問事業者が撤退したということでもあります。これは何を意味するかといいますと、全体的な介護不足によって、事業者は手間のかかる利用者と契約しなかったり、事業者の縮小、事業の縮小や倒産

によって介護サービスが中断されるといったことが起こり得るということでもあります。

本町には、こういったことがないかと思いますが、このようなことが起こらないように、事業者のチェック体制、情報公開、こういったものを行っていただきたいと思いますが、どういった認識でおられますか、お尋ねいたします。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（森田和紀君） 保健福祉課長でございます。

ただいまご質問いただきました訪問介護サービスの報酬改定についてということで、先にご説明をさせていただきたいと思います。

この訪問介護サービスにつきましては、全体的には1.59%ほど、今回の令和6年度の報酬改定ではアップしているということなんですけれども、全国平均では訪問介護のサービスについては下がっているというような状況なのでございます。どうしてこういう現象が起きるかといいますと、あくまでも国の試算によりますと、都市部の訪問介護する際に、都市部のほうの効率のよさを、うまく見ているのではないかなというふうに感じております。逆に、加美町のよう地方で訪問介護する際に、遠方の方もいますし中心部の方もいます。そういった方々については、事業者から見れば、比較的効率が悪いというような意味合いもあるのかなと思います。そういったところで、経営を圧迫しているというような状況があるわけなんですけれども、この介護サービスにつきまして、改定率が1.59%上がっているというのは、処遇改善加算で率が上がっているというような状況でございます。事業所に、事業者に入る報酬は逆に下がっているんですけれども、職員に対する処遇改善加算が上がっているということで、その辺は直接従業員さんのほうに入る加算という形になりますので、総合的に見ると訪問介護サービスの事業者については経営を圧迫するというような状況に陥っているということでございます。

また、国会でもこの辺の審議がされておりまして、石破総理が議員さんのご質問に答える形で、あくまでも訪問介護全体で報酬の処遇改善で見直しを図っているというような国の方針でございますが、改めて国や県の要望事項として、加美町でも訪問介護サービス事業所への支援については要望していきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 私がさっき述べたのは、基本介護報酬の母体となる部分ですよ、全体の枠のその土台になる部分、それが上がっていないということを言っているわけでありまして。特に、この訪問介護ヘルパーであります、現在の高齢ヘルパーが引退しても、在宅介護は大丈

夫かなと思うわけではありますが、今後要介護１・２の訪問介護の生活援助部分、これが今自治体のほうに拡大しようとしている動きもあります。こういった中で人材不足になれば、事業者側は、認知症や重度の要介護を断るなど、この利用者を逆に選ぶようなことになりかねないと思っております。介護サービスを安定化させることは、社会全体の労働力を維持することであり、経済政策といった視点からも、介護労働力の確保は、社会的に投資してもよろしいのではないかと、こういった視点も大事かと思うわけでもあります。

現在、社協で働いている職員、パートを含めると150人はいるでしょう。民間を合わせると300人以上。したがって、福祉が雇用と利益を生む、そういった循環を築かなければならないと思いますが、この点町長いかがですか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） ありがとうございます。

冒頭、私も先ほど述べさせていただいたとおり、加美町にとっては39%の高齢化率で県内でも高いほうといったことで、今後のこの福祉政策、特に介護問題に関することに関して重々考えていかなきゃいけないことの、それはもう上位のことだという認識、もちろんあるといったことを先ほど言わせていただきました。

社協のほうの経営状況というのも決してよくないということも当然認識しておりますが、その一方で、やはり今佐藤議員がおっしゃるとおり、一ついわゆる賃金の問題として、きちんとこういう方々の、介護事業に従事する方々の賃金をアップすることによって、いわゆるある意味、いい意味での経済循環を生み出すんだといったようなご指摘だと思っております。論理としては、本当にそう思っておりますので、今後これは検討課題として、町が何ができるのかということも含めまして、ちょっと預らせていただければと思います。

○議長（早坂忠幸君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 先ほど答弁あったように、処遇改善加算やベースアップ支援加算、こういったものを使って最低賃金の確保はされていると思います。しかし、この人材確保と賃金水準の改善というものは、長年の政策課題であったわけですが、まだ解消したとは言えないかと思います。ホームヘルパーは、これから雪が降ると、朝晩の渋滞の中、積雪や路面凍結に細心の注意を払って利用者宅を訪れます。玄関先の雪を払って、1時間ぐらい仕事をして、また30分以上もかけて次の訪問先へ向かうわけです。このように、仕事の量は日々変わって、収入も安定していないんですね。コロナのような感染が再び流行すれば、慣れない防護服を着て、生活を守るために最前線で戦うのが事業者やヘルパーなんです。訪問サービスの人材を安定化さ

せるために対策を打ち出すときだと思いますが、お尋ねをいたします。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（森田和紀君） 保健福祉課長でございます。

ホームヘルパーの人材不足ということでございますけれども、この人材不足の確保に向けた取組について、各事業所との情報共有の場を持ちたいというふうに考えております。介護事業所につきましては、この訪問介護の事業所さんだけではなくて、サービス区分全体的に特養施設であったり、通所の介護の施設であったり、抱える問題は一緒だというふうに認識をしておりますので、そういった加美町の事業所の連絡協議会みたいなものを今年度実施をしまして、その情報共有の場というような形で進めていきたいと。

また、この人材不足につきましては、長期的な視野に立ってみますと、現在行っている事業になるんですけれども、介護職の魅力を小学生にも理解をしてもらおうということで、先ほど教育長の説明にありましたが、福祉教育ということで、教育委員会と社会福祉協議会が連携を取りまして、子どもたちにとって将来の福祉の重要性ですとか、あとは介護職の大切さというものを意識づけするきっかけとなるような場を今設けておりますので、将来に向けた介護人材の確保につながるのではないかなというふうには思っております。これは、あくまでも長期的な視野でありますけれども、短期的な視野に立ちましては、協議会等を立ち上げまして情報共有の場を持ちたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） ホームヘルパーの有効求人倍率であります。これも全国的な統計であります。2020年には13倍、コロナ後の現在においては15.5倍という結果が出ております。これって募集しても誰も集まらないといった数字であるかと思います。先ほど述べたように、厳しい労働環境の中で、若者はこれでは敬遠されます。超高齢化社会は認知症社会とも言われ、認知症基本法が今年の1月に施行されました。この4つの柱の中に、認知症になっても地域で安心して暮らせる社会の実現、これも訪問介護は欠かせないわけであり。地域を回るヘルパーは、移動や待機時間に全く保障されていないんですね。言わば出来高払いのこういった働き方改革では、とても人は集まらないと思います。かといって、そのパートの方にフルタイムを行いますと、事業者のほうは今の報酬体系ではとても経営難に陥るといった状況かと思えます。私は、そこへ町の補助金をつけて、安定した在宅介護事業を目指すべきだと思いますが、見解をお伺いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（森田和紀君） 保健福祉課長でございます。

ただいまの訪問介護事業所への助成を検討してはということでございます。この介護事業所全体的な話としまして、令和4年度と令和5年度におきまして、国の補助金、交付金を活用しまして物価高対策の交付金を助成をさせていただいております。また、今後そのような、これは短期的な措置になりますが、国の物価高対策の交付金等が示された場合には、社会福祉施設等への助成も検討していきたいというふうには思います。また、長期的な視野に立ちますと、そういった人材不足への何かしらの対策という必要性は感じておりますので、検討させていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 訪問ヘルパーは、利用者から相談を受けることが多いんですね。この相談を受けて、ケアマネジャーにつなぐことによって、よいケアが提供されるといったことで役に立っているわけですが、相談や指導というのは、ヘルパーにはその業務内容に入っていないんですね。そこで私は、1つにはヘルパーが相談に応じてケアマネにつなぐこと、2つ目は当事者場同士で悩みを話し合い、ピアサポート、こういった活動に支援する、3つ目は、法定給付外であります待機や移動する時間、こういったものに補助する、この3つの理由でもって、町独自のサービスをつけて、実際に人材確保、安定経営につながることはできないかと思っております。

実際、在宅サービスについてもそれぞれ上限が設けられておりますね。これは条例によって上乗せすることも可能なんですよね。実際、要介護5以上を初めから上乗せしている自治体もあります。町独自のサービスについてはどうお考えですか。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（森田和紀君） 保健福祉課長でございます。

加美町としましては、今現在、国が示しております国の基準におきまして、地域密着のサービスですとか、あと総合事業につきまして単価設定を、報酬単価の設定をさせていただいておりますので、現在はあくまでも国の基準で対応せざるを得ないというような状況でございます。また、ご提案いただきました町独自の支援ということでございますが、近隣市町村の動向も踏まえまして検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 町は介護報酬の料金を設定する権限があります。ただし、この人員の基準であつたり介護報酬は全国一律ということになっておりますね。それと、この施設の指定や許可についても県が権限を持っているわけでありますが、国の制度で足りない部分、町独自のサービスを国の制度をベースにして、言わば上乘せ、横出し、そういった政策でもって在宅サービスを充実させることが、どうなんですか、ないんですか。今検討するというお話ですが、具体的にどういった方向で検討されるのか、もう一度お尋ねをいたします。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（森田和紀君） 保健福祉課長でございます。

検討するということでのどういった検討内容かということでございますが、今現在町として準備しているというのは、あくまでも国の基準において単価設定をしているということでございましたので、この近隣の市町村の動向も踏まえまして、あとは介護保険サービス、在宅の給付費の動向も踏まえまして検討していきたいというふうに思います。近隣市町村だけではなくて、全国的にちょっとどういったサービスを行っているのかということで調査研究をしていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 介護保険は、政令の範囲内であれば自治体の判断で執行できる自治事務であります、法定受託事務と違うんですね。したがって、国や県からの通知があつても、それは技術的な助言であつて、そんなに重く考える必要はないのではないかと思います。あまり一般財源を持ち出さないで、地域支援事業交付金というものがありますね、これで結構対応できる部分があるかと思いますが、どうお考えですか。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（森田和紀君） 保健福祉課長でございます。

ただいまのご提案いただきました地域支援交付金事業でございますが、こちらは今現在行っています事業で、地域包括支援センターの主に事業が該当してきます。その中でも、交付金に該当する事業としない事業とございますので、そこは精査していきたいというふうに思います。また、どのような事業が、訪問介護事業にとって人材確保につながるのかというところで検討していきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 上乘せ、横出しと、こういった財源は第1号保険料で賄いなさいといった通達があって、それがネックになってなかなかできない部分もあるかと思います。しかし、福祉部門は細分化されて大変複雑なものになっております。ぜひ整理してご検討いただきたいと思います。

次に、4点目の再質問であります。人間が生きることでも基本となる人権や共生といった福祉教育は、児童生徒のうちからしっかりと身につけ、生涯にわたって学ぶ環境づくりが最も大切なことであろうと思っております。地域共生社会は、福祉教育の取組いかんに、取組にかかっているといっても過言ではないと思います。

地域の中で、一番今高齢化、少子化の中、役員になる人がいないといった状況の中で、福祉を支える力、相互扶助の力、こういったものはまちづくり政策のキーワードになってくると思います。町長の見解をお尋ねいたします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 4番目のご質問の再質問ということで、私のほうからもお答えさせていただきます。

福祉教育といったようなこと、これも私、先ほど教育長が答弁しているかとは思いますが、やはり子どもたちに、特に核家族が進んでいる現代社会、これは加美町も例外ではありません。人が生まれて、そして大人になって、そして必ず高齢になって体が弱って、そして最後は、これは悲しいことですが、必ず死が訪れるといったようなこと、これ私、その一連の過程というのは、大家族制のときに見られていた、守られていた一連の過程というのは、今の子どもたちは接する機会がないというようなこと、これ現実にあるかと思っております。ですので、その部分に関して、介護とか福祉政策といったようなことも当然に含めながらも、人というのが必ずどういうふう生まれ、そして死を迎えていくのかというのをしっかりと見る、または経験させるといった意味でも非常に重要な意味があるのかなというふうに考えておりますので、どうしても教育部門にはなってきますけれども、私はこのような教育というものも、加美町の子どもたちにしっかりと学ぶ機会をさせてあげることができればと思っております。

○議長（早坂忠幸君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 私が申し上げたことは、事業者やヘルパーだけの問題ではありません。

これからは皆さんが高齢化して行くわけでありますから、皆さん自身の問題であります。しっかりと危機感を持って取り組んでいただきますようお願いを申し上げて、一般質問を終わります。

す。

○議長（早坂忠幸君） 以上をもちまして、14番佐藤善一君の一般質問は終了いたしました。

昼食のため暫時休憩いたします。13時まで。

午前 11 時 53 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○議長（早坂忠幸君） 休憩を閉じ、再開いたします。

通告11番、4番味上庄一郎君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔4番 味上庄一郎君 登壇〕

○4番（味上庄一郎君） 常にスイッチはオンの状態でございますが、途中でガス欠にならないように、質問を大綱2問質問させていただきます。

大綱1問目、やくらいサイズゴルフ場の土地取得問題について。

やくらいサイズゴルフ場の土地取得問題について、町、株式会社チームトレイン、CS宮城加美町合同会社それぞれが、土地の返還や名誉棄損、所有権の確認などを求め訴訟になっております。平成25年に、町がゴルフ場の土地を購入したことから検証すべく、以下の点について伺います。

1点目、平成25年のゴルフ場土地の取得は、外資系企業への転売を防ぎ、さらには自然環境を守るためと前町長から説明があり、我々議会も同意いたしました。当時は、一企業への投資に当たらないかとの意見もありましたが、土地の取得は妥当だったと言えるのか、また9,500万円という購入額の積算根拠はどうだったのか。

2点目、令和3年4月23日の臨時議会で、チームトレインが町からゴルフ場土地を買い戻し、その日のうちに即日登記できるものなのか。売買契約書の日付、町が弁護士に提出した委任状の日付、さらに前町長名で法務局に提出した登記原因証明情報の日付も全て手書きであります。これらのことから、事前に書面を作成し、日付のみを空欄にして議会の議決を得たものであり、事前に3者の協議がなされていたと言えるのではないか。

3点目、今年9月の定例会で、令和3年5月6日付の国土利用計画法に基づく届出受理後の対応について、総務課長の答弁は、今後の条件を見守るとの判断に至ったと答弁ありました。到底納得できる答弁ではないと私は思っております。しかも、約1か月後に議会にゴルフ場を視察させております。なぜ議会に報告がなかったのか、当時の状況について改めて説明を求めるものであります。

以上３点、よろしくお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 味上議員からは、やくらいサイズゴルフ場の土地取得問題につきまして、大綱１番目としまして３点ご質問をいただいたところでございます。

議会初日にも冒頭、現在の訴訟における経緯を説明させていただきました。町としまして、引き続きゴルフ場の土地の所有権の不適切さと、そしてかつその返還を求めて裁判を闘っているかなきゃいけないというふうに改めて思っているところでございます。

それでは、当時の状況に関しまして、３点に順次答えさせていただきたいと思います。

１点目の平成25年にやくらいゴルフ場を取得したことが妥当であったのかというご質問についてお答えいたします。

平成25年に、町がゴルフ場の土地を取得したのは、ゴルフ場の経営が悪化し、事業者が経営の存続ができなくなると、外資系企業や産廃業者などに土地などが転売され、町や町民の意向に沿わない開発等が行われる懸念があったことなどから、菓葉の自然環境を守る必要があるといったことや、地元雇用の確保やゴルフ場利用者による地域への経済効果等を勘案した上で取得するに至ったということでございます。

一企業への投資に当たらないかのご指摘がありますが、前述したとおり、菓葉地区の環境の保全を図ることや、地域経済への影響を鑑みた上でゴルフ場の事業を継続すべきと判断したというのが当時の判断でございます。

また、9,500万円という買取り金額の根拠であります、前の土地所有者である積水化学工業株式会社より、やくらいゴルフクラブが平成20年９月に取得した金額を根拠にしております。当時、近隣地域での取引事例がなく、参考となる市場価格がなかったため、過去の取引金額を参考に定めたものでございました。

次に、令和３年４月23日の臨時議会の後に即日登記ができるのかという質問に対してお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、事前に株式会社チームトレインと株式会社チームトレインの弁護士、そして町の三者で書面の準備を行い、議決後速やかに取得手続きができるよう準備を進めたものであったということでございます。

最後に、令和３年５月６日付の届出書受理後の対応、当地の状況についてお答えいたします。

令和３年５月６日付の国土利用計画法に基づく届出書で、株式会社チームトレインとティー

ダパワー110合同会社との間で条件付所有権移転仮登記が行われていることが分かりました。条件付所有権移転仮登記は本登記ではなく、所有権は株式会社チームトレインであること、株式会社チームトレインに事の経緯について説明を求めたところ、ゴルフ場を継続するための手続であるとの説明に加え、事業を継続する強い意向が示されたことから、様子を見ていたというのが当時の状況であったとのことでございます。議会への報告が遅れたことについては、公にすることによるゴルフ場事業への影響を考慮したものと思われます。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） それでは、再質問をさせていただきますが、項目ごとをというよりも、この問題一点的に再質問させていただきます。

平成25年に、町がゴルフ場の土地を9,500万円で購入しました。今回のこの問題は、この時点から私は始まっているのではないかと感じております。このときの臨時議会でも、取得については賛否両論ありました。町民の中でも、なぜゴルフ場を町が買わなければならないのかというような声も多くあったように記憶しております。当時の町長の説明は、先ほども申し上げましたとおり、外資系企業や産廃業者への転売を抑止するため購入するというものでありました。この説明に対し、我々議員も妥当と判断した経緯があります。

今もその判断は妥当であったとは思っておりますけれども、先ほど答弁のあった9,500万円という額、これが平成29年からやくらいゴルフクラブから権利義務全部を承継したチームトレインが、買戻しできるとする判断材料になったのではないかと。現に、平成31年からチームトレインが執拗に買戻しを申し出ております。この9,500万円という額について、もう一度考え方をお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐々木 実君） 総務課長でございます。

平成25年に、積水化学の整備したゴルフ場のほうから町が土地を取得した9,500万円というものについてはそのとおりでございますが、この9,500万円、先ほど町長も説明したとおり、ゴルフ場というものを近隣で売ったり、県内での状況がなかったということで、そのときの取得価格を9,500万と定めた。それにつきましては、固定資産税の評価額ということでは4億数千万円というような金額と、この9,500万円の先例について、令和3年の3月5日、それから3月の23日に公有財産取得処分検討委員会というところで、その金額について審議されたというところで、この金額を設定するに至ったということが経緯でございます。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） 町が購入するということですので、かなり高額であれば議会の同意は得られなかったことも、そういう意味もあるかとは思いますが。このとき交わしました覚書の中に、第4項、やくらいゴルフクラブ所有の資産を売却する場合は、町と協議の上進めるものとする。ただし、売却については国内に本社を有する事業者とし、菓菜地区の自然環境の保全を優先することとする。という条文がありました。このときの覚書を、町としてどのように判断あるいは解釈するのでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐々木 実君） 土地の取得をする際に町と覚書ということで、おっしゃるとおり第4項に国内の企業と、いわゆる先ほど申し上げたとおり、海外資本であったりとか、町の自然環境に影響を与えるような業者というようなことを避けるためにそういった項目を設け、そういった適切な業者というようなところで取り交わしするための条文だったというふうに認識しております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） このことをちょっと念頭に置いておいていただきたいんですが、後からまだこれに関連する質問をさせていただきますが、令和3年の4月23日、問題の臨時議会の日でございます。臨時議会が終了したのが午後12時半過ぎ、正確には40分ぐらいだったと思いますが、即日中に登記する、こういう離れ業ですね、可能だと言えるのかという疑問がどうしても私は残ってしまいます。この町とチームトレインとの売買契約書、いわゆる買い戻しのですね、この4月20日に仮契約を結んでおりますが、売買契約書、仮契約書も含めてどのように作成されたのか。協議したという答弁になるかとは思いますが、これはどちらかが主導して作成したのではないかというふうに思うんですが、この作成の経緯についてお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐々木 実君） 総務課長でございます。

ご質問のとおり、町とこの土地の売買契約ということでは、4月20日に仮契約が結ばれました。ゴルフ場の事業者のほうは、その取得についての手続というものは向こうの手続ということでは事務的に進めていたということでございまして、町の総務課の管財系のほうと、23日に議会が開催されて、そこで承認されれば本契約になるというような趣旨でございましたので、

町のほうでは土地の取得の3連切符で、その金額面を記載したものを業者のほうにお渡しをしていて、議決がされた後に、その納付書でもって町の指定金融機関の口座にお金を支払うということが確認されれば、あとは登記というようなことに流れになると思いますので、そのような事務の手續は担当者のほうではしていたということでございます。そして、23日に議決がされましたので、その議決後にチームトレインのほうで、その事務手續上、町の指定金融機関の口座にその3連切符で金額をお納めして、それを管財係のほうで確認をしたということで、確認した上で契約書の、その契約を、事務を進めたというような流れだったということでございます。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） 流れじゃなくて、この売買契約書は、では端的に聞きます。どちらがつくったんですか。町ですか、それともチームトレインですか。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐々木 実君） 契約書の作成は、町のほうで作成をしております。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） 町が作成したという答弁ですけれども、あまりにもそのチームトレイン側に協力的といいますか、協力し過ぎではないかというふうに思うんですけれども、しかもこのチームトレインは、この日のうちに別のカナディアン・ソーラーの関連子会社ティーダパワー110合同会社と、同じ日にちに同じその登記、町との登記もそうですし、お互いのチームトレインとティーダパワー110合同会社との登記も済ませているということが、果たしてあり得るのかどうか。面談記録や、これまでの時系列などを見させていただいて感じたのは、非常にチームトレインが急いでいた、この買戻しを急いでいたというふうにとれるんですよ。4月1日の面談記録でも、26日まで何とかしていただけないかというようなゴルフ場の発言があります。そういったことについて、なぜ町が契約書を作成して、ここまで協力しなきゃいけないんでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐々木 実君） 総務課長でございます。

ゴルフ場の経営というものが非常によろしくないということは、皆さん共有する事項だったと認識をしております。町としては、ゴルフ場を加美町の観光事業の一環として、今後もゴル

フ場の経営によって、入り込み客であったり、健全な葉菜観光施設群の誘客に努めていくというようなことで、そのゴルフ場に対して経営が継続するようなことで、皆さんその思いだったというふうに認識しておりますので、今後ゴルフ場経営を継続していくために、町としてもそのようなスタンスで対応したというようなことと考えております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） もう一度ちょっと再度確認しますけれども、本当にこれ、この買戻しの売買契約書は町が作成したもので間違いありませんか。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐々木 実君） 町のほうで作成をして、町のほうでこういうような決裁をして、契約をしてよろしいかということで起案をしておりますので、町のほうで作成させていただいたということでございます。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） そのチームトレインとの売買契約書の第9条、契約の解除という項目があります。ちょっと条文を読み上げますが、甲、いわゆる町ですね、町は、乙、チームトレインが偽りその他不正な手段により本契約を締結したことが判明したときは、またはその契約に規定する条項に違反したときは、本契約を解除できる。という条文がございます。令和3年4月20日の全員協議会、それから23日の臨時議会でもそうですが、チームトレインが来たのは全員協議会でした。融資の相手先などについて、ファンド会社というだけで、外資系企業などへの懸念を主張した我々の再三にわたる質疑には答えられないとし、答弁を避けた。このことは、この条文にある偽りその他不正な手段には当たりませんか。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐々木 実君） 契約書でございます、そのチームトレインの偽りによって、その契約を解除するという部分についてのご質問でございます。その土地の、偽りという部分で議員さんがおっしゃっているのは、その融資先を町のほうでは教えられていなかったのはそのときの状況でございまして、それが何というんでしょう、町が把握していないので、議員さんたちからのご質問に、融資を受けるための業者が先方から明かされていないので、はっきり明言できなかったんだというふうに思っております。その時点で、町としては、後になればそういうことが分かるんですけれども、その時点では分からなく、そのような対応をさせていただいて、それが契約事項に反するというようなところに抵触するという

ような考えはしていなかったというふうに理解をしております。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○４番（味上庄一郎君） 町のことを言っているんじゃないくて、チームトレインですよ。だから、私たちは外資系の企業とか、先ほども言いました産廃業者とか、そういうところに、議事録見てもらえば載っています、私も発言していますし、それから協定書に組み込めないか、あるいは別な方法はないかということで佐藤善一議員も言っていますし、米木議員も言っています。こういうことで聞いているチームトレインが、先ほど言いました不正な手段に当たらないかということなんですよ、町じゃないんですよ。この辺の解釈、どう思われますか。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐々木 実君） 総務課長です。

チームトレインのその契約条文に基づいた偽った行為じゃないのかというようなことでございますが、その辺については、今そういった部分も係争中なのかなというふうなところもございまして、発言についてはちょっと控えたほうがいいのかなというふうに思っておりますので、ちょっとご理解いただきたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○４番（味上庄一郎君） ですから、当時この、即日もう転売されていたという、契約されていたという事実を知った時点で、町がそういう判断を本当はしなきゃいけなかったんですよ。私はそう思うんです。この臨時会後、転売を抑止する条項を入れてほしいということで、協定に入れるべきだということで質疑がありましたけれども、結果的にですよ、このことを知らないで、この紳士協定だから盛り込むことはできないという答弁ができるのか。知らなかったならば、我々から提案のあったその転売を抑止するための条項を協定書に組み込んでほしいという、これは可能だったはずだと思うんですが、この点について、紳士協定だという、今でもはっきりと覚えていますけれども、紳士協定であるのかというのは、我々の質問に対して、必ずそこで紳士協定であるという答弁がありました。だから、こういうことを事前に知らないで紳士協定だから盛り込むことはできないという、そういう答弁はできないと思うんですが、いかがですか。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐々木 実君） 総務課長です。

自治体の事務としましては、議員さんのおっしゃるようなこともあるかと思いますが、その辺についても、先ほど申し上げたとおり、係争中に係りまして、発言については控えさせてい

ただきたいというふうなご理解でお願いしたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） 5月6日付の届出受理後の町の対応です。条件付移転登記だというチームトレインの主張、しかしですね、この5月20日の面談記録では、やはり町が困惑している状況が見てとれます。一体どういうことなのか説明してほしいということも記録に残っております。その中で、あくまでその条件付移転登記だからということで、ゴルフ場はあくまでも継続するんだというチームトレインの説明、しかしながら、その売買契約書には、売買金額の4億円という金額の支払い条件、それから太陽光発電の開始時期、ゴルフ場閉鎖の時期まで明記されておりました。にもかかわらず、この言葉を丸のみにして、何でチェック機能が働かなかったかということなんです。これも係争中だからと言われれば答弁のしようがないと思うんですけれども、しかも、6月16日、我々が視察をしました。当時の従業員の方と、ちょっとお話しする機会がございました。その方の証言では、視察が終わって、私たち議員がそのゴルフ場を後にした後、残った社長、支配人、うまくいったなというような趣旨の発言、そして笑っていたという証言も聞いております。ということからして、私は不正な取引であったと言わざるを得ないというふうに思います。このことについて、どう思われるか、お願いします。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐々木 実君） 総務課長です。

町が5月6日付の国土利用計画の添付資料で、そういった契約を確認して、議員さんおっしゃるとおりの内容だったと思います。それを受けて、5月の20日に町長室でゴルフ場の事業者と町の執行部が面談をしております。そのときの内容は、議会のほうにも資料のほう提供させていただいておりますので、ご覧になることは可能だと思います。名義についてはチームトレインのままで、太陽光発電業者のほうからは融資を受けるためとの説明を受けたようでございます。今後、そのときに、新規事業であるグランピングなどのことをやっていくというような説明が町側に対してありまして、そういう、今後頑張っていくというような事業について、議会の方々とも状況を共有するというようなことを町のほうでは考えたことで視察のほうも一緒にご同行していただいたというような経緯だったかなというふうに思っております。ゴルフ場の、生まれ変わったといいますか、次にこのようにやっていくんだという展開を見守るというような、そのようなスタンスで視察を行ったというような状況であったと思っております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） 我々は、その転売の事実を知らずに、6月16日に行っているわけですから、当然信用するのが、する前提というのが当たり前ですよ。今定例会の冒頭に、町長からこの係争中の問題について報告がありました。経産省にカナディアン・ソーラーが準備書でし たっけ、準備書の申請を取り下げたということではありますが、このことについて、どのような 意図があると推測できますか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 恐らく推測でしかありませんので、私のほうから話をさせていただきたいと思っております。

幾つかあるかと思っているんですけども、もちろん県からの準備書に対する意見書というものが経済産業省のほうに提出されております。今手元にありませんから、一つ一つ細かくお話しすることは私からはできないんですけども、概略だけお話ししますと、まず一つ、住民の皆さんの同意が取られていない。これは、この期間、短い期間で3,000筆以上の、ゴルフ場に太陽光の、太陽光発電所を設置するといったようなことに反対する署名活動が行われまして、3,000筆以上のものが集まったといったようなこと、これ議員もご案内のとおりかと思っております。そして、さらに議会においても、特別委員会において太陽光の設置反対といったような議決、決議をしていただいております。そして、それを受けまして、町としても反対だといったような意見。これに対して、やはりこれが、住民合意を得られていないよねといったような判断。そして、さらにその準備書の一つ手前の方法書の段階におきまして、葉葉の裏葉葉のゴルフ場以外の斜面に、ここには市議会のほうから、設置はまかりならぬといったような指導がなされていたにもかかわらず、それを太陽光事業者カナディアン・ソーラー側は酌み取らずに、そこの設置も含めて準備書を用意したといった部分が、甚だ審議会の方々からの、何と言ったらいいいんでしょうか、心証を悪くしているといったようなこと。こういうのも踏まえまして、県からは大変厳しい意見が出されました。それを踏まえて、そしてさらには係争中であるといったようなことをトータルの判断して、カナディアン・ソーラー側は準備書を取り下げたといったようなことが大まかな事実関係かと思っております。

しかしながら、私どもとして、いまだに当然ですけども、所有権はカナディアン・ソーラー側があるわけですから、今この時点においても、仮処分お認めいただきましたので、ある一定の土地は転売することはできないようにしておりますが、全筆ではございません。ですので、やはり転売の可能性とかもございまして、それにはかなり注視していかなくちゃいけないのかなとも思っておりますし、あまりこの場で、これもオープンな発言になりますから、こここ

そいろうと言質を取られていきますので、これ以上はちょっと語れませんが、そのようなことがあるのかなというふうにも思っていますが、まだまだ、だからといって設置に関することに関しては安心できる状況では全くないと思っております。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） いずれにしても、この一連のゴルフ場の問題、要はチェック機能というところが非常にキーワードになってくるのかなというふうに思います。当時のことを、今の総務課長や、また町長に聞くのは、非常に私も酷なんです。分からないんですからね。

町長に伺いますけれども、この当時のことについて、ごめんなさいね、これだけは聞いておかなきゃいけないので、当時のことに携わった、いわゆる担当であった職員からは、詳細にわたって聞き取りをされておりますか、またその報告は受けておりますか。受けているのだとすれば、その内容についてどのようにお感じですか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） あらかた当時の、これに直接、直接といいますか、どれを直接と取るかということもありますけれども、100%でなくても、キーとなった方々のお話は直接・間接的には聞いております。

大変私自身も、デリケートな難しい判断が迫られたんだなといったようなことは、当時の状況を経験しているわけではなく、そのときの状況に自分自身も置き換えてみたときに、難しい判断だったなというふうにも思います。ここが、やはりどういった判断するかで全然違ってくるんだと思っているんですよ。例えばどうでしょうか、ここで私がこのこと発言するのが妥当かどうかといったようなことですが、議員ご質問の3点目の質問ですね、果たして私自身も考えます、じゃあ自分が当時、今の立場であったらどう判断したのかなといったようなことも当然考えます。ですから、決して要するに行政マンとして間違った判断をしたといったような一方的な断じ方も、正しい判断をしたと断ずることも、私は行政マンに、事務方に課するのは大変酷なことかなというふうに考えております。やはり、こういう部分というのは、本来は政治判断であるべきだったのかなというふうに感じます。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） ですから、その9月でも答弁ありましたとおり、今後の状況を見守るとの判断に至った、至ったのはどうしてなのか。誰かが見守りましようと言わなければ、この判断にはならないと思います。ですから、この問題は、本来ならば私は公益通報にも値する案件ではないかというふうに思っております。そういった意味で、その判断に至った経緯という

もの、本来ならば百条委員会が必要なのだと思うんですけども、それができないのであれば、議長にお願いがございます。やはり、特別委員会を招集の上、参考人招致、これに関係した方々の参考人招致をお願いをするものであります。

○議長（早坂忠幸君） 座ってください。今の再エネの特別委員会には幹事会がございますので、その中で協議して対応してもらうように、その方向でよろしいですか。はい。

味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） それでは、大綱2問目に移らせていただきます。PTA・子ども会の現状について。

現在、子ども会が存在しない行政区もあるようですけれども、行政区内のコミュニティの観点から、子ども会の必要性について、以下の点について伺います。

1点目、子ども会への加入状況は。また、小中学校単位でのPTAの加入状況。

2点目、行政区内での子ども会の存在意義を町や教育委員会ではどのように捉えているのか。

3点目、少子化が進む中で、PTAや子ども会について、今後の展望をどのように考えているか。

2番と3番は似たような質問になりますけれども、以上3点、よろしくお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 教育長。

○教育長（鎌田 稔君） よろしく願いいたします。

大綱2点目、PTAと子ども会の現状について3点ご質問をいただきました。

1問目、初めに子ども会への加入状況についてお答えします。

令和6年11月末現在で、子ども会は50団体、児童数886名のうち、子ども会加入児童は450名、加入率は約51%となっております。なお、加入率は小学校区で大きく差があり、鳴瀬、賀美石、西小野田、鹿原小学校区は90%以上と高く、東小野田が63%、広原が74%、中新田小学校区は約17%と極端に低い状況となっております。

次に、小中学校単位でのPTAの加入状況についてお答えします。PTAは、保護者と教職員により構成され、家庭、学校、地域において相互に協力し合いながら児童生徒の健全な成長を推進していく、社会教育にとって重要な役割を担う組織です。加美町の小中学校の加入状況ですが、全学校ほぼ100%の加入となっております。

次に、2つ目のご質問の、行政区内での子ども会の存在意義を町や教育委員会ではどのように捉えているのかについてお答えします。

町の考えは、3問目の答弁の後、町長から答弁します。

子ども会は、子どもたちが地域の人や社会と関わりを持ち、その関係性を深めていく人生最初の団体であり、子どもの成長にとって、とても大切な存在であると思われます。子ども会は、学校や家庭では体験できない活動や交流を通じて、自主性や社会性、創造性、協調性、コミュニケーション能力などの生きる力が育まれる有意義な機会であると考えております。また、いろんな年代の子どもたちと触れ合うことは、心の成長に大切なことでもあります。さらに、地域にとっても、お互いの顔と名前を覚え、関係性ができることは、町全体の安心感につながるものとも考えます。

次に、3つ目のご質問の、少子化が進む中でPTAや子ども会について今後の展望をどのように考えているかについてお答えします。

先ほど申し上げましたとおり、PTAは児童生徒の健全な成長を推進していく上で大変重要なものです。保護者と教職員が連携・協働し、互いに学び合いながら活動する姿は、子どもたちにとって大きな安心感を与えることにもつながります。また、子ども会も子どもたちの成長に大切な原体験を提供する大切な機会でもあります。しかし、少子化の進展、共稼ぎの増加はもとより、核家族化による地域社会との連携感の希薄化、社会情勢の変化による価値観の多様化など、PTAや子ども会の活動を取り巻く環境は年々厳しくなっていることは、多くの方々が実感しているものと思います。また、保護者の負担や担い手不足もあり、活動を存続させていくのは、これから先さらに厳しくなるものと考えられます。

その中で、これまでどおりの活動を続けなければならないという考えだけではなく、子どもにとって必要なことを踏まえ、学校や家庭、地域が連携しながら、地域の実情に合わせた取組はどうあればよいのか、どんな活動であれば多くの人に参加しやすくなるかを整理してみるなど、今後の在り方についての議論が必要ではないかと考えます。そして、時代に即した必要な活動を前向きな気持ちを持って実施していくことが必要であると考えます。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 私のほうからは、2つ目のご質問にありました、行政区内での子ども会の存在意義、町の考えとしての答弁をさせていただきます。

子ども会は、子どもを育む保護者の活動として重要であるだけでなく、地域における活動の中で多世代のつながりをつくり、地域を元気にしてくれる存在として大きな役割を果たしているものと考えております。行政区長の皆様からも、行政区における子ども会の重要性についてご意見等もいただいております。

町としましては、子ども会をはじめとした地域の幅広い世代が生き生きと活動できるよう、行政区に地域振興交付金を交付し、その活動を支援しております。各行政区については、交付金などを活用し、地域のニーズに合わせた活動を展開していただき、地域の活性化を図っていただきたいと考えております。

一月ほど前に、中新田の区長さん方との意見交換会を行いました、昨日ではなくてですね。そのときに、大きな話題の一つになったのが、この子ども会のいわゆる組織率の低下によって、いわゆる地域のコミュニティー、例えばお祭りをするといったような場合でも、子どもたちにお手伝いであつたりとか、募集の呼びかけを行うことができなくなったといったようなお話も聞いておりました。ですから、地域コミュニティーの一角をしっかりと担っていたのが子ども会の役割であつたのかなというふうに改めて認識した次第でございます。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） ありがとうございます。

私たち旧中新田地区の選出の議員6人いるんですけれども、毎回この定例会前に、その旧中新田地区の9つの行政区長さん方と事前に懇談会を行っております。先日行われた懇談会には、新庁舎整備室長も来ていただいて、新庁舎の進捗状況なども説明いただきました。そんなことを活動して40回以上もう重ねております。先輩方のおかげで、私たちもその中に入れていただいて、今現在も続いているんですが、その中で、やはり行政区長の悩みというのが、まさに今町長がおっしゃった子ども会のことであります。

私も今回、このことをきっかけにこの質問をすることになったんですけれども、PTAの加入はほぼ100%ということであります。これは、入学と同時に自動的に加入するような仕組みだと思うんですけれども、9番議員の木村哲夫議員と私と2人で中新田小学校のPTA会長を10年やったんですけれども、5年、5年ずつですね。そのときに、行政区長さんと老壮会長さん、それから子ども会の地区会長さん方で、1年に1回か2回だったかと思うんですが、会合を持ちまして、非常に長い名称だったんですけれども、それを育みの会というふうに改めまして、現在も続いているのかどうかは、現会長に確認しておりませんので分かりませんが、子どもたちの登下校の様子であるとか、それから今度夏祭りをやりますとか、秋のコミュニケーションを取るための区民祭りやりますとか、そういう情報共有の場がありました。それで、その子ども会の地区会長さん方が主体となって声がけをして、子どもたちを集めてというような役割分担がしっかりできていたんですけれども、今現在そういうことが、中新田小学校のこ

とを聞いても分からないと思うんですが、そういったことが行われているかどうかというのは、把握は教育委員会のほうではされていますか。

○議長（早坂忠幸君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（浅野 仁君） 今味上議員からお伝えいただきました育みの会の活動状況については、生涯学習課のほうで、教育委員会のほうでは把握しておりません。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） 育みの会というのは中新田小学校のことだけですので、ほかの小学校がどうか。ですから、多分この子ども会の加入状況を今回質問で入れたので、答弁内容を書くために調べたんだと思うんですけれども、こういうことってやっぱり常に教育委員会で把握すべきではないかというふうに思います。しかも、この加入率の一番足を引っ張っていると言えれば語弊があるんですけれども、中新田小学校の17%というのは、非常に驚きを禁じ得ないといえますか、少子化によって子ども会の数が減っているということは前々から聞いております。しかし、子ども会自体がその行政区の中でなくなっていると。たしか、旧中新田地区では十日市の子ども会がもう存在しないというふうに、この前も十日市の区長さんからお聞きしております。

そういった意味で、非常に区長さん方も、先ほど町長の答弁でもありましたけれども、何をやるにしてもその地区というのは、高齢者とか大人だけの集まりではありませんので、やはり子どもたちも含めた地域コミュニティの醸成というものがしっかりとできないと、その行政区を今度運営していく後継者を育てるという観点からも、子ども会の存在というのは重要だというふうに私は思うんです。そういった意味で、積極的にもう少し教育委員会のほうで介入といたしますか、1年間の活動状況であったり、ただこれが学校を通してやりますと、学校の教員の仕事が増える、非常にこれジレンマといたしますか、致し方ないというか、先生方の負担が増えるようでは、これはもう何か本末転倒というような気もするんですけれども、ぜひ教育委員会のほうでも、もう少し積極的にこの問題について介入していただきたい、支援していただきたいと思うんですが、この辺の見解をお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 教育長。

○教育長（鎌田 稔君） ありがとうございます。

中新田地区についてですけれども、平成30年度あたりはほぼほぼ子ども会があったんですけれども、コロナ禍の中で激減した状況でございます。今、味上議員のお話にもありましたけれども、本当に地域との連携、あと子どもたちの縦の関係、さらには、私も子ども会の親の立場

でいろいろ関わってきたわけですがけれども、親同士のつながり、これも物すごく大きな意味があるのかなと。そして、そのときに関わった関係性が20年、30年後も続いていくということも考えれば、やっぱりここは何とかしていかなくちゃならないのかと私自身も思っておりますので、今後、元の状態に戻るかどうかは分かりませんが、そういうことも含めて新たな体制、仕組みになるかもしれませんが、子ども同士のつながり、親子でいろんな活動をする、貴重な活動をする機会をつくるためにも、もう一度その子ども会について、今後どうすればいいか、学校、地域、保護者と一緒に話し合いを進めていきたいというふうに思います。ありがとうございました。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） もう一つ、その子ども会の存在意義といいますか、行政区の地域コミュニティだけでなく、それも含まれると思いますけれども、今定例会の初日の柳川議員の1番の質問でありました伝統芸能の継承、これも非常に子ども会の存在というものが大事になってくるんじゃないかと。今この質問をしながら、そういえば柳川さんが質問したこの伝統文化の継承ということも、これは大きく関わってくるなというふうに感じながら質問をしているんですけれども、コロナ禍、これはもうどうしようもなかったことでありますけれども、このコロナ禍だけを理由に、私がやっているその火伏せの虎舞もそうです、3年間中止になって、虎舞の経験者がいなくなっていました。そういった中で、新たな踊り手を育てる一番最初からの作業になったわけですがけれども、その中でやはりその子ども会の存在というのは、今考えると非常に大きかったなというふうに感じております。そういった意味では、加入率が高い宮崎地区、小野田地区、そういったところで伝統文化が消えかかっているところ、そういったところにも、この子ども会あるいはPTAとの連携というものも大いに効果を発揮できるものと思いますけれども、生涯学習課長いかがですか。

○議長（早坂忠幸君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（浅野 仁君） まさに議員のおっしゃっていることだと思います。やっぱり子ども会というのは、スポーツ少年団とか、学校でも上下の関係であるとか、すばらしい環境の中でいろいろ勉強することはあると思います。子ども会の一番いいところというのは、地域の方々と触れ合える、地域の方々はみんな先生だよというような環境の下でいろいろ活動ができるというのが、一番の子ども会のストロングポイントじゃないかなというふうに考えております。ましてや、突き詰めていけば、味上議員さんもおっしゃっているとおり、加美町で育った子どもでなければ加美町に残ってもらって、将来ですね、将来を担う子どもにはならない、

なかなか難しいのかなというふうにも感じているところです。ですので、今後きちんと、育成会という団体もございますので、そちらのほうと協力をしましてしっかり対応してまいりたいと思います。

それで、今回育成会と協力いたしまして、学校に子ども会についてのアンケートを取らせていただきました。アンケート、まだ今集計中ではありますが、やはり単位子ども会の見直しであるとか、父兄の負担の軽減、育成会の指導者、ジュニアリーダーも含めますが、育成、事業の再検討ということの4つのポイントが改善の今後のポイントかなというふうに思っております。今後も頑張っていきますので、よろしくお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） 最後にしたいと思います。やはり、冒頭の教育長の答弁でもありました、子ども会活動やPTA活動をこれまでどおりに続けていくということはかなり難しいと思います。しかしながら、この子ども会の活動、先ほど生涯学習課長も言いました親同士の関わり、大人同士のコミュニティー、こういったことに非常に役に立つことも私も経験しながら、この町で育ててもらった者として、その活動自体が楽しいんだと、楽しみながらお互いみんなでやりましょうと、東京とかそういうところのことは、ここには当てはまりませんので、やはり田舎らしい、加美町らしい子どもたちの育て方、子どもたちの育成の仕方というものがあるかと思うので、この辺を私たちも一緒になってやっていきたいと思うので、町長も教育長もひとつご協力をいただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（早坂忠幸君） 以上をもちまして、4番味上庄一郎君の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩します。14時15分まで。

午後2時00分 休憩

午後2時15分 再開

○議長（早坂忠幸君） 休憩を閉じ、再開いたします。

次に、通告12番、2番佐々木弘毅君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔2番 佐々木弘毅君 登壇〕

○2番（佐々木弘毅君） 今の時間帯が一番眠いんだというふうに皆さんから言われたんですが、もう1時間頑張ってください、大切な話、今から頭をひねりながらいきたいと思います。町長も総務課長も、頑張ってください。

午前中に、佐藤善一議員から背中を押されました。うちの介護ヘルパーの人たちも、善一さんの話聞いたら涙流すだろうなというふうに思っています。北風吹抜ける寒い朝も、嵐の日も、しかし笑顔を忘れずに勤めている職員を見ると励まされます。

今日は、私の質問ということで、大綱2番あります。1番目は、介護予防実施の現状と介護保険料について。内容はこうです。国が進めてきたゴールドプランを基に、介護保険制度が2000年にスタートして24年を経過しました。推測していた高齢化率も速いスピードで進み、2025年問題も浮上し、各自治体の対策・対応で、自治体が決める介護保険料に差が出ています。本町では、第9期介護保険事業計画が策定され、介護保険料基準額は6,600円となり、前期比300円のアップとなりました。令和7年度以降は、団塊の世代が後期高齢者となり、医療介護は深刻な時代を迎える中、物価や光熱費は上がっており、住民からは青色吐息が聞こえてきます。充実したサービスを受けるために、介護保険料も今後ますます引き上げられるのか、はたまた安くなるのか、以下の点について伺います。

1つ目、直近5年間の高齢化率、要介護認定者数、認定率の推移をお知らせください。

2つ目、前期計画での一般介護予防事業の評価と課題は何か。また、その課題が現計画にどのように生かされているのか。そして成果を上げるためのポイントは何だと考えますか。

3つ目、介護保険料を引き上げずに、住民が充実した介護サービスを受けられる方策の考えはありませんか。

4つ目、介護サービスの利用状況と今後の見通し、推測される給付費の推移は。

5つ目、積立基金はどのくらいあるのかお知らせください。また、その使い道はどのようなのか。

以上、まず5点について伺います。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） ご質問いただきましてありがとうございます。

質問に答える前に、先般11月28日、モンゴル子供芸術団のご訪問に際しましては、本当に佐々木議員にご尽力をいただきまして、そして職員見させていただきまして、私自身も大変感動いたしました。加美町の子どもたち、中新田の子どもたちに、あのようななかなか見る機会がないモンゴルの子どもたちの音楽を聞かせていただいたことを、改めて冒頭感謝申し上げます。ありがとうございました。

それでは、早速介護予防実施の現状と介護保険料についてといったご質問、そして5項目に関しましてお答えをさせていただきます。

初めに、高齢化率など数値の推移についてお答えいたします。直近5年間の高齢化率については、令和元年の36.0%から徐々に上昇を続け、最新では39.4%です。昨日、地域別の話が森田課長のほうからありました。

次に、要介護認定者数については、令和元年の1,652人から増加し、最新では1,667人です。

最後に、高齢者人口に対する要介護認定者の認定率は、令和元年の19.9%から大きな増減はなく、最新において20.1%となっております。

次に、2点目の前期計画における介護予防事業の評価と課題、それらが現計画に生かされているのかとの質問にお答えします。

介護予防に向けて、ミニデイサービスの介護予防元気応援講座、筋力アップ教室の開催をはじめ、健康づくり運動サポーターなど介護予防を支援する人材の育成、健康維持や疾病予防をテーマとしたパンフレット作成など、要介護状態になることを防ぎ、高齢でも自立した生活を継続できるよう、各種事業に取り組んでまいりました。

しかしながら、要介護認定の状況を見ると、要介護度が高いケースの割合が多く、筋骨格系疾患やがん、脳梗塞など生活習慣病に起因するケースの割合もまだまだ高い状況にあります。そのような傾向を受け、今年度から高齢者保健指導と介護予防の一体的実施事業に取り組み、デイサービスでのフレイルチェックの実施や、健康状態が不明である高齢者への家庭訪問を実施し、フレイルリスクの高い高齢者の早期発見や個別支援に注力しています。今後も、壮年期における高リスク者の早期発見や介護予防活動の充実、新たな生活支援サービスの創出や受皿づくりなど、より効果的な介護予防事業の在り方を検討してまいります。

3点目の介護保険料を引き上げずに住民が充実した介護サービスを受けられる方策はとのご質問にお答えします。

介護保険は公的保険ですので、その財源は被保険者から徴収した保険料で50%、国や県、市町村の公費で50%を賄っており、介護サービス給付費が増加すれば介護保険料が高くなっていくというのが基本的な考え方になります。これまでの回答の中で、介護予防へ向けた取組を粛々と、るるご説明申し上げてきました。介護状態に陥らない自立した生活をできるだけ長く保つことが、介護サービス給付費を抑制し、結果として適正な介護保険料につながると考えております。

4点目の介護サービスの利用状況と今後の見通し、また推測される給付費の推移についてお答えいたします。

要支援・要介護認定者数は、町の人口減少に伴い、令和3年の1,686人をピークに減少する

と見込んでおります。給付費については、居宅サービス給付費の減少見込みに対し、施設サービス給付費が増加する見込みでございます。

最後に、5点目の積立基金の残高と使い道については、昨年度末における介護給付費準備基金は約1億4,000万円でございます。使い道については、令和9年度を始期とする第10期介護保険料算定の際、保険料と公費だけでは財源不足が見込まれる場合の財源にしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 佐々木弘毅君。

○2番（佐々木弘毅君） ありがとうございます。

今回、町民の何人かから、たまたま介護のお話をしていたときに、介護保険料って安くないんですかというふうなことを言われました。たしか、この制度が始まったとき、2000年のときは、私の記憶では2,700円前後だったかに覚えています。それが、今期9期になりまして6,600円ということで、2.5倍近くになってきている現状。そして、これは国のほうでも各自治体に任せている部分もあるんですが、その介護予防に取り組みなさいということがありました。このことをリンクさせて、どうしたらうちの町で介護保険料が安くなるのか、これは需要と供給の関係、要するに介護サービスをどんどん使えば、当然保険料も高くなるというのは、これは前提です。

そこでお伺いします。おとし、昨年の介護に使われた給付費、どのくらいになるものかちょっとお知らせください。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（森田和紀君） 保健福祉課長でございます。

おおむね1か月2億4,000万ということで、12か月分ですので32億円相当だというふうに思います。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 佐々木弘毅君。

○2番（佐々木弘毅君） 32億円が、この介護費用に充てられているという現実なんですね。これは本当に大きな財源から出されるお金です。このお金がもっと安くなれば、ここに出すお金がもっと安くなれば、ほかの事業に町としては使えるわけです。

それで、今回いろいろ調べてみました。加美町は、宮城県で4番目に高いといいますが、6,600円、お隣の色麻町、そして大郷町と並んで4番目の位置にあります。宮城県で一番安い

ところを探しました。宮城県の大河原町なんです。大河原町は4,000円です。6,600円と4,000円の違い、これはいろんな原因があるのですが、今回直接、私大河原のほうに行ってきました。それで、担当の保健課、地域包括支援センター、保健師、会計、詳しく丁寧に教えていただきました。もしかしたら、この町でもっと介護の給付費を少なくできて、税金をほかのほうに回せるかもしれないということを感じてきました。

まず、この年間32億円というお金が投入されているということに対して、町長どんなふうに思いますか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 単純に、すごいお金かと思っております。

○議長（早坂忠幸君） 佐々木弘毅君。

○2番（佐々木弘毅君） 私も単純にびっくりしました。改めて、私も介護の仕事やっているものですから、改めてこういうふうに調べることがなかったんですが、大河原町は13億円です、そして14億ぐらい。だから、加美町の半分の給付費で済んでいる。人口を調べました。人口は加美町より多いんです、1,600人ぐらい多い人口の構図です。ところが、介護の要介護認定というのを見ると、加美町が1,667人、直近ですね、要介護・要支援を受けている人、認定を受けた人が1,667人、そしてその中から要支援、要介護までいかない軽い状態の人、その方々が165人います。差し引くと1,400幾らと答えが出てくるんですが、大河原町は人数が、人口多いんですが、要支援・要介護認定者数が928人です。要支援と言われる人は、どういうわけか加美町より多いんですね、268人です。165対268です。ここで、ここが問題なんですね。なぜ要介護が大河原が少なく、要するに重度化している人が少なく、軽い要支援の人が多いのか。この辺町長どういうふうにお考えになりますか。クイズではありませんが。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 私、聞く権利ないものですからあれですけども、聞いていてもっと情報を、そういう場合は知りたいと思ったんですね。例えば、高齢化率からの、今調べればそれは出るんですけども、今出ている話ですが、高齢化率はどのくらいなんだろうとか、介護施設はどうなのか。例えば、悪く言えば、例えば逆に、わざと要支援者を要介護にしないようにしているんじゃないかとかっていう、悪く取ればそういうこともあるかと思っています。ですから、今そこまでの情報ですと、今データを私も聞いて、自分の中で頭くるくるしていたところで聞かれたものですから、このぐらいのことしか答えられません。

○議長（早坂忠幸君） 佐々木弘毅君。

○2番（佐々木弘毅君） 突然の質問でした。要は、要支援の人たちを維持しているんです。重度化させないように維持をしているということが分かりました。そして、行ってみたら、すごいですよ、これは加美町がまねをしなくちゃいけない。予防介護に物すごい力を入れています。介護予防に物すごい力を入れています。そうすることが、介護者の重度化を防ぎ、結果お金が出るのが少なくなってくる、ということが分かりました。今から言います。これは私の話だけになりますから、質問しながらちょっとやっていきたいと思います。

まず、一つは感心したのは、先日町政懇談会あったときに、ある町民から「町長、皆さんに万歩計配ったらいいんじゃないですか」と、ありましたね、あれなんですよ。歩いて健康システムということで、これは日常生活支援体制整備事業ということで補助金を引っ張ってきて、40歳以上の人に専用の歩数計を全部配るといって1,000円で買取りです、歩数計。歩数計を買って取っていただいて、そして毎日毎日自分で歩いたものを、要所要所に置いている読み取り機があるんですね、読み取り機にピピッと自分のデータを全部記録する。そして記録したものが、町民の中で登録された人たちが全部グラフ化されて出てくる。自分の健康度合いが分かる。そういう健康意識に対して非常に力をまず入れているということで驚きました。担当してくれた女性の課長さんでした、出して見せてくれて、今日私3,000歩ですというふうなことですね。これが一つありました。

またちょっと質問しながら進みたいんですが、町政懇談会のお話のありました健康教室事業、高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業ということで、加美町の健康状況と健康づくりというところのページで載っていましたが、どういった内容かちょっとお知らせいただければありがたいです。

○議長（早坂忠幸君） 地域包括支援センター所長。

○地域包括支援センター所長（川熊裕二君） 地域包括支援センター所長です。

まず、健康教室事業についてですが、包括で行っている介護予防事業として、まず介護予防元気応援講座というものがあっていて、それでは行政区のミニデイサービスなどにおいてフレイル予防や音楽リハビリ、介護予防等について講師派遣を行っており、今年度は10月末で69回実施し、1,313人の参加を得ております。

次に、筋力アップ教室ですが、高齢者のフレイル予防を目的とし、65歳以上の高齢者に対し、理学療法士を講師として招き、自宅でも簡単に取り入れることができるストレッチや筋力アップにつながる運動を実施しております。今年度は、参加者が10名で、全16回のコースを終了しております。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（森田和紀君） 保健福祉課長でございます。

保健福祉課の取組をご紹介させていただきたいと思います。健康教室事業につきましては、健康づくりの啓発普及を目的にしまして、行政区、保育所、こども園、学校、企業など、町内様々な団体から要望に応じまして健康教室を実施しているものでございます。令和5年度につきましては29回実施をしまして、延べ900人の方にご参加をいただいたという状況でございます。

また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業についてでございますが、今年度から新たに実施をしている事業になりまして、今年度の取組につきましては、町の健康診査を受けていない方で、医療機関の受診も介護保険も利用していないという方を対象にしまして、その中で後期高齢者の方の健康状態を把握するというものでございます。必要に応じまして受診を促したり、要介護認定を勧める健康状態不明者の方を把握するという事業を今年度行っております。対象者については、46名の方を今回実施をしているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 佐々木弘毅君。

○2番（佐々木弘毅君） 大河原でもそういった事業をやっていましたね。1年以上未受診の人、要するに1年以上病院にかからない高齢者を全部国保連合会のターから抽出して、そして一軒一軒訪問して、そのお年寄りのバイタルをチェックする。やっぱり、自分で俺は大丈夫だとか、病院になかなか行けなくてずっと行っていないんだという人たちが、急に急変をして重症化してしまったりということを避けるために、未受診の人を一人一人訪問して、そしてチェックをして歩いているというふうな保健師のお話でした。

あとは、地域包括の一般介護予防、いろんな元気応援とか筋力アップとかありますが、どうですか、成果は上がっていますか。

○議長（早坂忠幸君） 地域包括支援センター所長。

○地域包括支援センター所長（川熊裕二君） 地域包括支援センター所長です。

そうですね、筋力アップ教室については、おとし、去年、実施した中から、自主的にグループをつくってその後も活動しているグループがありますので、効果としては上がっていると思います。

そのほか、そうですね、元気応援講座などでも、自宅でできる運動などもやっておりますので、自宅でも続けてもらっていると思います。

○議長（早坂忠幸君） 佐々木弘毅君。

○2番（佐々木弘毅君） 一生懸命包括のほう、仕事やっただいているのは私も了解しています。近隣の市町村からは、加美町の包括はとってもいいですねと、私は会うたびに介護関係の人たちから褒められます。それは直営だからです。

今お話いただいた包括のセンターの所長から、これは毎年いただいている成果表です。決算のときにいただく成果表、どのぐらい仕事ができただけのものか、星印でもついてくるんですね、一番いい星は5つついています。この中で、一般介護予防事業ということで見ていきますと、確かに所長おっしゃるように筋力アップ教室、これは4つついています、おおむね達成された80%以上100%未満ということで。しかしながら、答弁の中にもありました地域支援運動サポーター養成講座事業、これは運動サポーターの方々を養成していろんな地区で活躍してもらおう、予防介護に努めてもらおう、助けてサポーターとして手伝ってもらおうという事業の達成度が低いということで、星印が2個です。30%以上60%未満、要するに参加はしたけれどもつながらない。もう一つは、ミニデイサービスリーダー研修事業、各地区でミニデイサービスをしています。そのミニデイサービスのリーダーを養成するということでやっている事業も、やはり達成度が低いということで、星が2つです。ここが、今日私が言いたいところなんです。

向こうのほうは、同じような事業はどこの市町村も、国から指示があつて事業を立ち上げています。向こうの運動サポーターの人たちは、卒業したら自分たちで自主的に、いろんな地区でこまめに、毎日のようにどこかでは、1時間介護予防の運動をしたり、交流をしたり、コミュニケーションを図っているという事実が分かりました。頂いてきた資料を見ますと、全部で12から13か所、その大河原の町の中で、月曜日から土曜日まで毎日どこかで、毎日やっている。これは、決して地域包括の仕事だけではなくて、保健課、そして推進課、健康推進課、横断的にお互いに連携を取り合っているんです。

この成果表を見ますと、どうもやっぱり点数が悪いところの中に、業務量というところが書いてある項目があるんですね。業務量というところ、これ見ると、星2つのところは0.1ですよ。0.1ってどういうことなの、人を10分の1にして、10分の1の部分しかないの。1なら分かるんですが、0.1ってどういうことなの。こういう項目が多いところが、要は事業としては進んでいない。だから、せっかく育てた介護運動サポーターの人たちも育たない。そして、つながらない。それが、いろんなところでの事業ができない。ここが問題だなというふうに思いました。

ですから、町長、ちょっと考え、仕組みを変え、仕組みをちょっと頭を考えてもらう、考え

をちょっと少し変えていただいて、今介護予防、一般介護予防は、現在地域包括支援センターの業務になっているんです。大変ですよ、地域包括支援センターの業務は、もう多岐にわたるんです。高齢者のそれこそ虐待の問題、そのほかいっぱいあります。それを少ない人数でやっているんです、一生懸命やっています。こういったところで、包括だけに押しつけるのではなくて、保健福祉課、そしてその中の保健福祉課の健康推進課、高齢者福祉係、これを組織横断的に、町で力を入れてやっていかないと、どんどん恐らく介護給付費は増えます。税金を減らしましょう、投入を。そのためには、組織的に本気になってこれは取り組まなければいけないというふうに思います。

ところどころにある、いろんな地区、79の地区あります。全部が全部難しいかもしれないけれども、どこかで毎週のように運動教室、またはみんなが集まってコミュニケーションを図って、少しかみ〜ご体操するとか、そういう体を動かす意識づけを、これはしなければいけないなというふうに思いました。こういうことが結果、介護給付費が安くなる。町長どうですか、その辺お考え。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） ありがとうございます。

基本的には、基本的といいますか、佐々木議員が全くおっしゃるとおりかと思っております。ですので、私も町政懇談会の折に、フレイル予防、とにかく予防介護ということを徹底していくことということを目指にというお話をさせていただいておりますし、これも話をしたことですから、繰り返しになりますけれども、加美町、いわゆる健康寿命が短い、不健康寿命が長いと言ったらいいんでしょうか、不健康な期間が長いといったような町でございますので、この辺様々な観点から、いわゆるフレイル予防もしっかり行っていくといったことは、先ほど森田課長や川熊センター長からの話になってきます。

あとは、佐々木議員がおっしゃったとおり、その方法論かと思います。大河原の事例をご紹介いただきましたので、こちらとしてもしっかりそのよいところは取り入れていきたいと思っておりますので、早速その情報をまた教えていただいたり、また私どももいいところ、大河原に限らずほかにも先進的なことをやっているところもあるのかもしれないので、しっかり勉強していきたいと思っております。

また、あと話が続かなかったのであれでしたけれども、やはり歩くということ、これは基本的な行動として一番一人一人ができることかと思っております。ですから、先ほど歩数計の話も出ました、それをうまく活用して、高齢者の方は特に、いわゆる足腰が弱らないように、自

然に何らかの歩きたくなるような誘導措置も考えながら取り入れていければというふうに考えております。

○議長（早坂忠幸君） 佐々木弘毅君。

○2番（佐々木弘毅君） あしたの米木議員のほうからも、スポーツに関して恐らく話のある中で、町民の意識を、やっぱりスポーツの意識を持ちましょうということになろうかと思うんですが、介護予防も同じく運動です。それは、鉢巻きをして走るとか、歩くだけではなくて、自宅で体を手軽に動かせる、これも立派な運動です。とにかく、筋肉、関節を動かすということは大事だと思います。

先ほど申しあげました介護予防、一般介護予防は、現在地域包括支援センターの業務とだけなっているんです。これは、ぜひ保健福祉課などと横断的に、組織横断的にやっぱりやっていかなければ、もう間に合わない、手が足りないということで、もしこの辺に地域おこし協力隊の投入なんかもできれば、人とのつながりをうまくつけていけるのかなというふうに思っていますが、町長どうですか、その辺は。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） まず、さっき、ちょっとこれ組織に関わることにになりますし、作業分担というのも、先ほど包括だけじゃなくという部分に関しては、少し今組織のほうも再編の見直しの時期に当然入っていますので、ちょっと受け止めさせていただきたいというふうに思っております。

地域おこし協力隊というお考えも、確かにいいのかと思いますけれども、様々な部分で地域おこし協力隊が出てきている時代ですよ。それもいいんですけども、内々で養成できないものかというふうな、一方では思いもあります。ただ、いずれにしましても、まず冒頭の佐々木議員からのご提言というのは全くそのとおりでございまして、32億円、これを少しでも削っていくことが、いわゆる介護保険料の個人個人の料金を下げていくということで、皆さんのためになることですので、しっかり取り組んでいかなきゃいけないなというふうに思っております。

○議長（早坂忠幸君） 佐々木弘毅君。

○2番（佐々木弘毅君） 介護予防は、要は元気な高齢者をつくる、元気なままで過ごしてもらう、あとは、いずれ卒業ということになろうかと思いますが、それまでは元気でいてもらうということが、これは合い言葉だと思います。いずれ新庁舎が建設された際に、できれば保健福祉課と地域包括支援センターは隣接した位置に置いていただいて、協力体制を取っていただけ

ればというふうに思っています。

そんなことで、介護に関連したお話から、今度は大綱2問目です。若鮎についてお話をしていきたいと思います。質問です。

若鮎給付型奨学金事業を持続可能な事業にするために。

私たちの町の町魚はアユです。春の雪解けの水ぬるむ頃、前年の秋に鳴瀬川で生まれ、海に下り、半年間育ち、故郷の川を目指し上ってきます。この町で生まれ、この町で育った若者が、そのようにいずれこの町を目指してくれるよう、地域でしっかりと学びに専念できるよう支援をしてあげたいと考えるのは私一人ではないでしょう。まさに若鮎奨学金は、戦後の荒廃した時代、集団就職から夜間高校、大学、大学院と苦学をされて、大学の名誉教授までされた海老澤君夫氏からの多大なご寄附を町が預かって始めたものです。この志を語り継ぎ、この給付型奨学金事業が持続可能な事業として、夢を語る若者たちが育つ町であってほしいと願いながら伺います。

1つ、近隣の市町村で給付型奨学金事業を行っているところはあるか。

2つ目、応募から審査、決定までの流れはどうなっているか。

3つ目、給付型積立金基金は、クラウドファンディングなどで資金を調達した場合に、税法上問題はあるか。

そして最後の問題、4つ、今後の事業の進め方と基金確保をどのように考えているのか。また、どのように維持可能なものとしていくのか伺います。

○議長（早坂忠幸君） 教育長。

○教育長（鎌田 稔君） よろしくお願ひします。

大綱2点目、若鮎給付型奨学金事業についてお答えいたします。

1つ目の質問についてですが、近隣の市町村で給付型奨学金事業を行っているところは、宮城県で東日本大震災みやぎこども育英基金奨学金として、東日本大震災で保護者を亡くした方を対象とした給付型奨学金を行っています。調べた限りでは貸与型がほとんどで、近隣だけではなく宮城県内の市町村で給付型はないようです。若鮎給付型奨学金制度は、加美町の志高い学生にとって大きな支援策の一つであり、今後も継続して実施すべき事業であると考えております。

次に、2つ目の応募から決定までの流れについてお答えします。

今年度募集を行った若鮎給付型奨学金は、これまでの事業内容を見直し、経済的理由により修学が厳しいものの、学ぶ意欲が高く、加美町に貢献する意思が高い学生へ給付する事業とし

て再開しております。今年度は9月号の広報紙やホームページで周知を行い、10月末まで募集を行い、一般の1名の方から応募があったところです。応募者の審査は11月中に1次選考の書類審査、12月中に2次選考の面接を行うこととしております。1次選考と2次選考をもって大学の在學生は奨学生として、高校卒業見込みの學生は奨学生候補として決定することにしております。奨学生候補の學生は、大学等の合格を確認後、奨学生となります。

次に、3つ目の資金調達に関する質問についてですが、クラウドファンディングで給付型積立基金の資金調達をした場合、寄附を受けた町、そして寄附を行った個人・法人について、税法上の問題はないと認識しております。

最後に、4つ目の今後の事業の進め方等基金の持続可能性に関する質問についてお答えします。

若鮎給付型奨学金は、篤志家からの寄附が原資となりますので、原資が不足すれば一時中断せざるを得ない状況になります。今年度再開できたのも、町内企業様より昨年ご寄附いただいたことで原資のめどがついたことにあります。加美町の将来を担う志高い學生を支援するためには、給付型奨学金を持続可能な事業として実施できるよう、原資をどう確保していくかが課題となっております。

その課題解決の一つの方法として、この事業に共感、賛同いただき、寄附を通じて町内外の多くの方々から応募していただける仕組みが必要だと考えております。特に、町外から応援いただける仕組みとして、ふるさと納税制度を有効活用させていただきたいと考えております。既に、ふるさと納税制度を活用したクラウドファンディングによる寄附受付の準備を進めており、12月2日より受付を開始させていただいているところです。今後も、一般寄附の活用やふるさと納税の活用以外にも、相手方の意思により企業版ふるさと納税の活用など、持続可能な事業になるよう考えてまいります。

以上、4点のご質問にお答えしました。よろしくお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 佐々木弘毅君。

○2番（佐々木弘毅君） 教育長の非常に前向きな、この若鮎奨学金に対する思いとといいますか、今後のことも含めて、町長どうですか、こういった給付型の若鮎奨学金、宮城県にないんです、ほかには。どうですか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 大変素晴らしいことだと思っております。

○議長（早坂忠幸君） 佐々木弘毅君。

○2番（佐々木弘毅君）　うれしいお話をいただきました。私も、高校の同級生で、コロナでちょっと止まってしまったんですが、それまでは同級生が結構会社を起こしたり、いろんな役職に就いていたものですから、もう年間300万円ぐらい声かけて集めて、そしてそれを地元の高校生たちに、やはりこういうふうに寄附をしていました。ですから、これ「殿、利息でござる！」という映画がありましたよね。その映画を見て、どういうふうな感想を持ったか、感想を書いてもらって、その高校生たちに一律10万円ずつ選考して差し上げていました。これは、民間の我々の仲間たちです。そういった民間の人間でさえ、そういうふうに心動きますから、ぜひ町長もトップセールスマンで、加美町にある誘致企業とか、出していただけそうなところですね、名刺に若鮎を育てるまち加美町というふうに書いて、トップセールスしていただければと思うんですが、いかがなものでしょう。

○議長（早坂忠幸君）　町長。

○町長（石山敬貴君）　熱く語りますか。私、先般海老澤先生によりやくお会いすることができました。すばらしい先生でございまして、本当に温厚篤実、絵に描いたような先生でございまして。今は岩手のほうにお住まいですけれども、年に2回帰省してお墓参りというようなことで、年に2回は必ず加美町に帰ってこられるということで、今後も先生とのご交流を深めていただくと、まさに思っていたところだったわけです。

今回、私も昨年の選挙時から、この若鮎に関しての再興というのは、選挙以降も所信表明でもお話しさせていただきましたが、希望しておりました。今回、町内のナカリさんのご寄附、100周年のご寄附があったのを原資に、またリスタートすることができたわけですが、やはり一番大切なのは安定的な財源なんですね。今年は1名の募集です、募集をしておりますけれども、本当は自分では1名では足りないと、もっと本当は2名くらいというふうにも思っております。また、佐々木議員先ほどから言葉として使っていただいているような若鮎ですから、これは縛るものでは決してありませんが、ならばこの将来加美町に戻ってきていただいて、加美町のためにご貢献いただけるような方、そういう方を支援していきたいというふうに思っております。

先ほど教育長からの答弁もありました、財源をしっかりとしていくためにも、まず試みとしてクラウドファンディング、これ12月2日、3日前から始めているんですけれども、先ほど昼間見たときは、この3日間で既に54万円ですね。私これ90日間続きますから、これ2,000万円超えるのといったような皮算用をしていますが、それはオーバーでも、このような形でご寄附いただく方、実はこれもう少ししゃべらせていただきますと、一昨日は誰かは特定できないんで

すが、1人で30万円ぐらい入れてくださった方がいました。ですから、今佐々木議員がおっしゃったように、やはり多くの方でこういう若い人たちを支援したいという思いの方というのは、やはりいらっしゃるんだなといって、すごく勇気づけられてもいますし、いい意味でこれを継続していきたいというふうに思っておりますし、何以上に海老澤先生の、やはりご苦労されました、ああいうご苦労されても、やはり勉学を介すれば、佐々木議員おっしゃったように、大学の名誉教授までならされたといったようなこと、これを加美町の子どもたちの中にも、そういう子がいるのであるならば、やっぱりしっかり支援して育てていくことにつなげていければというふうに私も熱い思いを持っております。

○議長（早坂忠幸君） 佐々木弘毅君。

○2番（佐々木弘毅君） うれしいお話いただきました。

今まで給付を受けた方々の中で、その後どういった形でか、町とのつながりとか関係性があったかどうかちょっと伺いたいのと、ほかに選考、これからどうなるか分かりませんが、選考委員というものに、町の例えばご寄附を頂いた人たちも入れて、いずれそういう人たちとの交流といいますか関係性が保てるように仕組んであげるのも、若い方々にとってはプラスに、大いに心情的にプラスになるのかなというふうに思います。

あとは、もう一つ、選考されて在学給付中、教育委員会主催の、例えば夏の寺子屋とか、そういったところに参加を促したり、やっぱり町との関係性を保つ、つくってもらうというのは、教育長あたりどうですか。

○議長（早坂忠幸君） 教育総務課長。

○教育総務課長（遠藤伸一君） 教育総務課長でございます。よろしくお願いします。

初めの、給付を受けた学生、その後どういう形での町とのつながり、関係性がというご質問だと思うんですけども、これまで20名ほど給付受けているんですけども、正直町との関わりは特になかったのかなというのが現状でございます。ただ、それでいいのかということにやっぱりなと思いますので、ちょっと今考えているのは、今後のことなんですけれども、夏の寺子屋だとか、あるいは心のケアハウスとかでの学習支援、やっていただけないかなということと、それとあと町内の学校のキャリア教育とか、志教育なんかでの先輩の立場での講師として何かお話、講話していただけないのかなということも考えているところでございます。

いずれにせよ、何らかの関わりをつくっていくことが大事なかなとも思っておりますので、よろしくお願いいたします。

あとは教育長のほうから。

○議長（早坂忠幸君） 教育長。

○教育長（鎌田 稔君） 2点目の選考委員のお話ありましたが、これまで教育委員会の代表、また町の代表、そして学校長代表というふうなところで選考を行っていたところですが、今後選考、そういうふうな関係のある方を選考委員に招くとか、そういうこともちょっと考えていきたいなというふうに思っております。

あと、その若鮎に寄附金を受けた方の町との関わりについては、今課長が言った形で今後考えていきたいというふうに思います。

○議長（早坂忠幸君） 佐々木弘毅君。

○2番（佐々木弘毅君） 気持ち、何か本当にうれしく今日は一般質問終われそうだなというふうに思います。

今日は、介護予防で元気な高齢者をいうことと、若い鮎をしっかり育てましょうというふうなことでお話をしました。若鮎という表現は、町歌「瞳に愛を」と、「夢 海をめざし」から始まる四行詩の町民憲章をつくっていただいた詩人の宗左近が、この町の未来の若者を若鮎と例えたものです。海老澤さんの、勉学意欲のある若者への応援の志を私たちも語り継ぎ、地域で、そして地域が若者を育て、いつか海に下ったアユが再びふるさとの川に戻ってくるようにまちづくりに戻れることを願って、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（早坂忠幸君） 以上をもちまして、2番佐々木弘毅君の一般質問は終了いたしました。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしといたします。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会といたします。

なお、明日は午後1時まで本議場にご参集願います。

大変ご苦労さまでした。

午後3時08分 延会

上記会議の経過は、事務局長青木成義が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年12月5日

加美町議会議長 早坂忠幸

署名議員 伊藤由子

署名議員 木村哲夫